

# パナマ文書と定式配賦法

川 田 一 義

## 概要

本研究では最近の国際課税の動向と多国籍企業による経済取引のグローバル化について考察している。21世紀に入り巨大国際企業による行き過ぎた（overreaching）税逃れの問題が焦眉の急となってきた。パナマ文書の公開でも一部が明らかになったが、法人並や富裕層が特定の国の税制上の恩典を上手く利用して二重非課税の状態にしたりしているため、当該国にあってはインフラ供給の財源さえ確保できない状況にある。OECDでは2016年5月にBEPSの最終報告書を公表し、国際間の所得移転や税源の侵食等に対する各国間での対処策を提言している。

結論として税負担の公平性（tax parity）と租税倫理の確立を図るためにも定式配賦方式の漸進的導入を提案したい。

キーワード：GAAR、ダッチサンド、BEPS

## 目次

はじめに

第1章 パナマ文書

第2章 租税回避

第3章 スキーム

第4章 定式配賦法

第5章 国際協調システム

おわりに

## はじめに

経済活動のボーダレス化・グローバル化により、多国籍企業（Multinational Enterprises: MNE）のグループ内関連会社による国境を超えた取引等を通じて、各国の税制の差異（優遇措置）や租税条約の特典等を利用して所得を軽課税国に移転し、租税負担を回避する問題

が発生しているが、その一方で、国家間の税の競争（tax competition）や課税権をめぐる Tax Wars が始まっている。

現行の国際課税ルールは、その多くが 1920 年代以後に各国の課税権の衝突による国際的二重課税（double taxation）を防止・排除する目的で規定されたものであるが、現在では逆にこの既存のルールが、各国の税制の差異と租税条約の特典を総合した裁定取引を中心に、合法的かつ合理的に税負担を最小化して税引後利益を最大にするよう税務計画（Aggressive Tax Planning : ATP）を企図する国際的企業経営者に対して、国際的二重非課税（double non-taxation）の機会を与えることに変容してきている。

なお、14 年 11 月の G 20 サミットで議長国となったオーストラリアのトニー・アボット（Tony Abbott）首相は、「G 20 では徴税する機会を求め、利潤を生み出す企業にかかわる問題に取り組む。収入を得た国で納税する（to declare profits made in the country and pay tax on those profits here, not offshore）ことが基本原則である。グローバル化した世界で公平な徴税をするために必要なことであり、首脳たちがこの原則に合意するだけでも大きな一歩となる。」としている<sup>1</sup>。

以下、各国が源泉地国でも居住地国でも十分に課税されない「二重非課税」問題を排除し、実際に企業の経営活動がなされている場所での課税（源泉地国課税）を確実にいき、各国政府が多国籍企業に対するインフラや安全等のサービス提供に見合った必要財源（多国籍企業の適正負担）を徴収できるようにするための方策を検討する。

## 第 1 章 パナマ文書

2016 年 4 月 4 日（月）の未明（日本時間）、世界の有力者らによる租税回避地（Tax Haven : 以下 TH と云う。）タックスヘイブンでの資産運用の実態、及び、匿名会社と真の所有者を繋ぐデータを明らかにした膨大な数の登記情報である「パナマ文書」の存在を明らかにする報道がなされ、その前後の報道と相俟って世界に大きな波紋を投げかけた。

ホワイトハウスから徒歩 5 分、約 90 年前に建てられたビルの 2F の一角に国際調査報道ジャーナリスト連合（International Consortium of Investigative Journalists : 以下 ICIJ と云う。）の事務所がある。雑然とした仕事部屋が 5 つ、日は差し込まず、机や床には資料が山と積まれている。これが ICIJ の本拠地である。15 年 2 月に今回発表の資料（パナマ文書）を入手すると、6 人の本部スタッフは ICIJ に加盟する 76 ヶ国、100 以上の報道機関、約 400 人の各国の記者と連絡を取合いながら調査・取材・分析を行ってきた。

16 年 4 月 3 日に世界各国のジャーナリスト（朝日新聞、英ガーディアン、仏ルモンド、

---

1 日本経済新聞（日経）14.2.7

米ワシントンポスト等) で構成される ICIJ は、中米パナマ共和国に本拠を置く法律事務所から流出した膨大な数の文書(パナマ文書)の存在を公表した<sup>2</sup>。

更に、5月9日午後2時(米東部時間)には、世界各国でパナマ文書に含まれている21万4488社の法人、及び、200余りの国・地域に住所を置く延べ37万人の役員、株主、アドバイザー、コンサルタント、プライベートバンク等の氏名・名称等、「パナマ文書」の全リストを13年に公開済みの「オフショアリークス」のデータベースと共にICIJのホームページで一斉に公開した。但し、報道機関として公共に資する資料のみを提供するとして、メールやFAXのやり取り、パスポートのコピー等の公表はなく<sup>3</sup>、21ヶ所の国・地域のTHに設立された21.4万社の法人と、それに関連する37万人が国ごとに整理されて(中国の居住者や企業約2万5000、香港約1万3000、英国約5000等)公表されることになった。なお、ICIJのサイトでは、最初から「パナマ文書」(Panama Papers)と命名されが、パナマ政府は同文書にパナマの名前が使われることに憂慮の念を示している。

なお、我が国に関しては、ICIJと提携する朝日新聞と共同通信によって情報の分析が行われた上で、重複等を除いて個人が約230人、企業が約20社についての情報が日本時間16年5月10日午前3時に公表された。

14年11月上旬には、同じくICIJがリークした「ルクセンブルク文書」(LuxLeaks: 4 GB<sup>ギガバイト</sup>)により、ルクセンブルク政府が2002～2010年までの間に主要企業約340社に個別申請による租税特典の付与を行ったことの一部が明らかにされた。ルクセンブルク首相を務めていたユンケル委員長自身が弁明に追われ欧州議会の一部からは問責動議を出す動きもあった。

更に、ICJCは16年9月22日午前3時(日本時間)に、南ドイツ新聞の記者が入手した国際的な船籍の登録地として有名なカリブ海のTH、バハマ(Bahama)に1990～2016年にかけて設立された法人17万5000社余りの登記関連情報(7割が法人名・役員名、残りは登記申請書類等、約130万件の電子ファイル)等を入手し、基本情報の公開は公共への奉仕になるとの観点から、「バハマ文書」(Bahamas Leaks<sup>もんじょ</sup>)として、ウェブサイトで公開した。この公開により、バハマに設立された企業の役員(法人理事)にEU欧州委員会のネリー・クルス前副委員長(オランダ出身、2014年まで競争政策、デジタル戦略担当。)らの名が登録されていたことが判明した<sup>4</sup>。なお、ICJCがTHの法人登記に関わる流出情報を公開するのは、ルクセンブルク文書、パナマ文書に次いでバハマ文書(パナマ文書の9分の1)が3度

---

2 朝日新聞(朝日)16.5.21

3 酒井真ほか『税務弘報』16年8月号 pp.64-69、朝日16.4.27

4 朝日 16.9.22

目である。

その後、17年11月5日にICIJは「パラダイス文書」（英領バミューダ発祥の法律事務所アップルビーから流出した計1340万件の文書）を公開した。

世界の注目を浴びた中米のパナマは、大西洋と太平洋を結ぶ交通の要衝である。国際空港から海沿いの高速道路を約20分走ると首都パナマ市の林立する高層ビル群が現れる。中でも目を引くのはトランプ大統領が建てたホテル（約70階建て）で、数年前まで中南米一の高さを誇っていた。

そんなパナマ経済の中心地、銀行や保険会社が集まる「国際金融センター」地区の表通りを1本入った閑静な路地である54番通りにあるガラス張り4階建てビルの1～2階を占めているのが、「パナマ文書」の流出元の法律事務所（law firm）「モサック・フォンセカ」（Mossack Fonseca & Co. (b.v.i) Ltd.：以下、モサック社と云う。）である。

1961年に父親に連れられてパナマに移り住んだドイツ出身の弁護士ユルケン・モサック（68）と政界に太い人脈（バレラ大統領のアドバイザーを務める。）を持つパナマ人弁護士のラモン・フォンセカ・モーラ（63）が互いの法律事務所（モサックは77年に自分の事務所を開設している。）を統合して86年にモサック社を設立した。翌87年には最初の海外進出としてバージン諸島に事務所を設けたが、他にチューリッヒ、ロンドン、香港等にも事務所を有している。

モサック社は従業員約500人、全世界に事務所40ヶ所以上を有し、これまでTHの中でも本人確認等の規制の緩い「後発地」（BVI、パナマ、バハマ、セーシェル、サモア、ニウエ）を中心にペーパーカンパニーを設立してきた。租税回避に使われるペーパーカンパニーの5～10%の設立に関わったとみなされている<sup>5</sup>。

16年4月13日に、パナマの検察当局がモサック社の活動に違法行為の可能性があるととして27時間に亘る家宅捜索をして大量の電子データを押収した。同国の検事総長は記者会見で、「パナマでは税逃れそのものは刑事責任に問えない。THに設立された会社が何らかの不正に利用されていなかったか調べる。」と述べている。

一方、モサック社は「違法なことは一切していない」と主張している。また、パナマの法曹会でも違法性を問うのは難しいとの声が強い。

パナマ政府が今回のパナマ文書における租税回避の実態調査のために立ち上げた独立調査委員会のメンバーに、ノーベル経済学賞受賞者のスティーグリッツ氏とスイスの汚職問題専門家マーク・ピエト氏が起用された。しかし、全体会合が6月に1回開催されただけで、パナマ人高官によって知らぬ間に中間報告書が作成されるなど、問題に真剣に取り組む振りを

---

5 Japan Times 16.4.14、朝日16.5.10、5.21、

しているだけのアリバイ工作的な同国の調査を批判し、16年8月上旬には「調査の自由が制限され、調査結果も公表されない恐れがある。」として、政府の非協力的な姿勢を理由に同委員を辞任している<sup>6</sup>。

パナマ運河やパナマ帽で有名なパナマ（巴拿馬）は、先住民の言葉で「魚や蝶があふれる土地」との意味で、1903年建国、面積は北海道よりやや小さい7.6万km<sup>2</sup>、人口約400万人の中米では最南端の国である<sup>7</sup>。

THとしてのパナマの歴史は古い。1914年に太平洋とカリブ海を繋ぐ巨大運河が開通し、同じ年に第一次世界大戦が勃発し船舶規制が世界的に強化されたが、逆に規制を緩めて海外からの投資を招き入れた。今も船籍をパナマに置く海運会社は多い。

その成功体験を生かして1927年に外資誘致のため自国に本拠を置いても国外での収益には課税しない税制度を導入した。結果的にこれが、実体のないペーパーカンパニー群を呼び込む契機となり、それに連れて設立を請け負う法律事務所も興隆した。法人税や所得税等の歳入は得られずとも、会社設立に関わる業務の手数料収入や関連の雇用がパナマ経済を潤した。スペイン植民地からの独立や運河建設を米国が支援した経緯もあって、米国の影響が色濃く、日常使われるのは自国通貨であるバルボアではなく米ドルである。

モサック社はその業界の申し子で、ペーパーカンパニーの世界的な「卸売問屋」（同分野では世界第4位）と云われ、同社と取引関係のある金融機関や法律事務所、仲介機関等は世界中で1万4000社以上に達し、香港や英国、スイス、米国等の世界中の金融センターとも繋がっている。

資産の実質的な所有者の名前を使わず口座を開設できる銀行をモサック社は世界中から探していたことも分かった。ある文書にはモサック社が顧客に対して口座開設の条件がかなり緩い銀行として、チェコの銀行を推薦したり、アイルランドのアングロ・アイリッシュ銀行のオーストリア支店、ドイツのベレンベルク銀行等を候補として示したことが書かれている。

規制の網を掻い潜るため、顧客資産の運用会社を置く場所も2000年前半位までは英バージン諸島が多かったが、会社の譲渡が容易な無記名株の利用が禁止されると、規制の緩いパナマやセーシェルに移ってきていた。

また、モサック社は資産運用事業にも参入し、私用ジェット機のリースやクルーザー購入

---

6 日経 16.8.11、10.6、朝日 16.4.15、4.20

7 明治38年6月の帽子屋の新聞広告によると、「麦帽」は最高でも4円なのに、当時流行のパナマ帽は8円50銭～17円とかなり高額であった。同年7月には、漱石は「猫」の原稿料15円でパナマ帽を購入している。「猫」の中で迷亭が持参したパナマ（帽）について、その「目が細かくって柔らかい」という特性についてユーモラスに説明する場面がある。朝日 16.8.30

の手配まで富裕層のあらゆるニーズに応えてきた<sup>8</sup>。

モサック社が1970年代から2016年春までの過去40年間にわたって設立・管理して来た電子メールや銀行口座等に関する業務用内部資料（files, documents：名前や住所を含めて1150万件に上る。）が密かに流出し、その告発者（国籍、職業、年齢などは明かされていない。内部のIT技術者に容疑がかかっている。）がいくつかの大手報道機関にも情報を提供したが取材を見送られたため15年の初め頃、最終的にミュンヘンにある南ドイツ新聞（Süddeutsche Zeitung：SZ）に「私はジョン・ドウ（John Doe）だ。データに興味はないか」とのチャットによるメッセージ持ち込んだ。それから数か月間にドウ氏が提供した全資料のやり取りは全て暗号化されたオンラインで行い、面会はなかった。なお、この人物は「犯罪を明らかにしたい」として金銭などの報酬は得ていないとしている。

内部文書には武器の密売人や麻薬組織のメンバー等も含まれていたことから、自分たちや家族の安全を守ることも考慮して各国記者たちと協力して取材・分析するために、非営利調査報道機関CPI（Center for Public Integrity：1989年に創設）の国際報道部門として1997年にチャールズ・ルイスによって創設された上述のICIJに渡されたとされている。因みにICIJは17年にCPIから分離独立する予定である。

モサック社は200ヶ国・地域の法人や個人から依頼を受けペーパーカンパニー21.4万社（英領バージン諸島11万3000社、パナマ4万8000社、バハマ1万6000社、セーシェル1万5000社、ニウエ9600社、サモア5300社等）を設立すると共に、顧客の租税回避や資金洗浄、資産隠しをも手伝っている。なお、パナマ文書のデータベース量（2.6TB<sup>テラバイト</sup>）は史上最大のものである<sup>9</sup>。

16年4月上旬、ジュネーブでイタリア人画家モディリアーニの絵画「つえを突いて座る男」（1918年作：2500万ドル〈27億円〉）が押収されたが、これはパナマ文書により不明だった実際の所有者が特定されたことが切っ掛けである。ピカソなど他の有名画家の作品の一部もTHに設立した会社に管理させる等、資産隠しに絵画を活用する手法が明るみに出た。

16年5月27日には、モサック社は戦略的なサービス拠点の統合の理由でTHとして知られる英王室領のジャージーとマン島、及び、イベリア半島南端の英領ジブラルタル（面積6.5km<sup>2</sup>、人口約3.2万人）にある拠点を閉鎖することを発表した<sup>10</sup>。

17年2月9日、同社の創業者はブラジル建設大手の汚職事件に絡むマネロン容疑で逮捕され不在の状態であり、500人いた従業員も半数が解雇され、17年内で事務所を閉めるら

---

8 日経16.4.14、4.15、5.10、17.4.26

9 『英語教育』16年6月号大修館書店p.42、日経16.4.14、5.5、Japan Times 16.7.20

10 日経16.8.10

しいとの噂も飛び交っている<sup>11</sup>。

国際的な租税回避対策の規制強化の中、パナマ大統領のファン・カルロス・バレラ（Juan Carlos Varela）は以前には認められていた無記名株を禁じる法改正をし企業の匿名性が保持し難くなって来たこともあって、パナマ文書公開直前の16年2月には、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development：OECD）が金融犯罪への対策が不十分な国・地域を指名した監視リストからもパナマを外している。

パナマがTHという虚業に見切りをつけられたのは、パナマの実体経済が過去10年間年平均7%近い高成長率を達成するなど好調であったことも一因である。17年のGDPの伸率も6%を見込み中南米諸国の平均約2%を大きく上回る。パナマにとって運河の通行料は大きな収入源であるが、大型船舶の運航に対処するためのパナマ運河拡張工事に合わせて不動産、鉱山開発等への投資も増えた。

パナマ運河は1914年に開通し、当時パナマは独立国であったが運河だけは米国が租借し、1999年に返還した。パナマ運河の場合、太平洋と大西洋の水の差は26cmしかないが途中にある湖の水位が海より高いため、いくつかの閘門を造りこれの開閉によって水位を調整しながら船を通す。

07年に始まった運河の幅を従来より5割広い49<sup>メートル</sup>に拡張する工事（総額50億ドル）は予定より2年遅れて16年6月26日に新ルートが開通した。太平洋と大西洋をつなぐパナマ運河（全長約80<sup>キロメートル</sup>、高さ26<sup>メートル</sup>の人造湖）で、従来の3倍近い貨物量の大型船が航行できる。なお、従来のパナマ運河を通航できる船の上限（パナマックス）は幅32.3<sup>メートル</sup>、長さ294.1<sup>メートル</sup>、喫水12<sup>メートル</sup>であった。

16年4月20日、安倍晋三首相はパナマのバレラ大統領と首相官邸で会談し、パナマに中南米では初めての日本方式モノレール（パナマ運河を横断する。）を導入する、都市交通インフラ整備に向けた約2810億円の円借款を決定した<sup>12</sup>。

パナマは、自国に地域本部を置く海外企業への優遇策も拡充し、米プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）や仏ロレアル等が地域本部を置き、我が国のパナソニックもブラジルのサンパウロから地域統括本部をパナマに移した。バレラ政権は「中米のシンガポール」を掲げ、物流や金融の地域ハブを目指している<sup>13</sup>。

我が国のパナマ文書に登場する個人や法人を国税当局が調べた結果、所得税等の申告漏れが総額10億円を超えることが判明した。申告漏れの多くは個人による海外投資に絡んだも

---

11 日経17.4.26

12 日経16.4.21、6.28、朝日16.6.28

13 日経17.4.26

のである。

パナマ文書に登場する個人や法人に対し、各地の国税局や国税事務所が書面で問い合わせたり、訪問したりして調査した。大部分のものには違法性はなかったが、個人の中にはパナマ文書の内容が公表された後、税務調査に先立って自主的に修正申告をする動きもあり、このような者の申告額は数億円の規模とみられる<sup>14</sup>。

17年7月28日パキスタン最高裁は、パナマ文書が発端で税逃れ疑惑で訴追されていたナワズ・シャリフ首相に対し、首相不適格との判断を下し罷免した。これは、政府に届け出た資産とは別に英領バージン諸島に法人を設け、ロンドンに不動産を保有していること等が明らかとなったことによる<sup>15</sup>。

## 第2章 租税回避

国際的な租税回避の目的は、事業活動を行う実働国で発生する利益を法人税のない又は低税率の他国に移転することによって実働国での課税を回避し利益を蓄積することにある。このスキームで実働国から他国へ、又、他国から租税回避地へと利益の移し替えを可能とする利益の経由国を導管国 (conduit country) と云うが、代表的な導管国の一つがオランダである。

オランダでは1970年代にMNEグループ配下の金融子会社に対する為替規制の自由化を行い、更に、1983年には中央銀行の管理下で私書箱しかないトンネル会社である「メールボックス・カンパニー」制度を導入した。この制度下では多国籍企業がメールボックス・カンパニー経由で国際間の資金移動を行えば税金がかからないという特権が与えられる。このような制度が創設された背景には、オランダの国内雇用の創出、アムステルダム金融センターとしての活性化等が考えられる<sup>16</sup>。

### 1 定義等

節税と脱税は合法か違法かで区別されるが、租税回避は節税と脱税の中間に位置し合法か違法かが曖昧 (doubtful validity) なグレーゾーン (gray area) を指す概念で、企業が合法的であると考えていても、税務当局の判断で課税できる取引が租税回避である。

OECDは租税回避の解釈として、「納税者の租税負担を軽減しようとする納税者による取極めで、法的には文言上適法かもしれないが、当該取極めが従っている法律の目的 (intent)

---

14 日経17.6.11

15 日経17.7.29

16 深見浩一郎 (2015) p.124



に通例は反するようなもの」としている<sup>17</sup>。

なお、我が国の実定法には「租税回避」という文言はないが、米国の Reg § 1.482-1（移転価格税制）には to prevent the avoidance of taxes がある。

租税回避に近い用語として租税裁定（tax arbitrage）があるが、中里実教授によれば、課税における様々な差異を利用して租税支払いの減少を図ろうとする納税者の経済的行動のことである、と説明している。金子宏名誉教授によれば、状況次第で節税に当たる場合と租税回避に当たる場合とがあり得るとしている。

節税、租税回避、及び、脱税の定義はこのように区々であるが、我が国では一般的に次のような3分法による定義が採られている<sup>18</sup>。

(1) 節税（tax saving, Steuerersparung）

租税法規で認められている方法により、合法的（legitimate）に税負担の減少を図る行為である。課税要件を充足していないため、元々納税義務が生じないのが節税である。

(2) 租税回避（tax avoidance, Steuerumgehung）

租税回避についてはよく違法性ではなく異常性（Ungewoehnlichkeit）が問題であると云われるように、私法の形成可能性の濫用により、通常用いられない迂回や多段階の不自然な法形式（shady tax maneuvers, egregious tax practice）を用いて意図した経済的成果を実現しつつ、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を不当に回避し、租税負担を減少させることを云う。原則として合法ではあるが、そこには倫理の欠如があり妥当でない、すなわち不当であり許容できないことから否認される虞がある。

問題は、租税回避が違法行為ではないことにある。違法ではないがそれを放置しておく、担税力に応じた課税を求める租税公平主義が担保されなくなる。いくら営利企業とはいえ不道德（unethical）かつ不誠実（corrupt and dishonest）な行為については、税務倫理（tax morality）上も放置しておけない問題である。

(3) 脱税（tax evasion, tax dodging, tax fraud, Steuerhinterziehung）

課税要件充足の事実を偽り、若しくは、隠匿すること等の違法な行為（corrupt and dishonest）によって、租税負担の軽減を図ることを云う。課税要件を充足しているにもかかわらず、意図的にその事実や法律関係を仮装・隠蔽ないし秘匿することで、納税義務が生じないものと不正に偽るのが脱税（逋脱）である。マネロンはここに分類される。

上記のように我が国は一般的に見て節税、租税回避、脱税の3分法であるのに対し、英国では脱税と租税回避の2分法が採られ租税回避は合法的な tax planning を意味するとしてい

17 荒井優美子『企業会計』16年 Vol.68 No.9 pp.60-66

18 木村弘之亮(1999)『租税法学』p.128、中里実ほか(2011)『租税法概説』p 50、The Japan Times 16.4.14、

る。

英国において租税回避 (tax avoidance) という語が登場するのは、1905年5月に設置された所得税特別委員会におけるヒューイット卿の証言である。そこで、脱税と区別される「合法的回避」という用語が初めて登場した。現行の英国のGAAR導入の基礎理論を提供した11年のアーンソン (Graham Aaronson) 報告書にも影響を与えている。

13年7月17日から施行されているGAARは租税回避を意味する avoidance を使用せず、濫用を意味する abuse を使用している。従って、英国では租税回避自体は課税当局による否認の対象にならないが、濫用の場合は否認されることになる。そして濫用に該当するのは、納税者による活動の過程が税法の規定導入時に予測できなかった税務上の便益を得ることを目的とするもので、異常 (Ungewöhnlichkeit) な取引を含み、法令上の欠陥を利用することを意図した場合が該当する<sup>19</sup>。

租税回避の捉え方には、①米国内国歳入庁の経済実質 (economic substance) の有無を問題とする基準と、②欧州司法裁判所の採っている経済的実体 (economic reality) を考慮しない完全に技巧的な取極め (wholly [purely] artificial arrangement) であるか否かを問題とする基準との二つがある。

①は事業目的 (business purpose) を持つかという主観的テストと経済実質を持つかという客観的テストの両方のテストに基づき、両者を満たさない時には経済実質がないとして sham と認定する。

事業目的の法理 (business purpose doctrine) は一連の行為が事業目的ないし会社の目的を有せず、単に租税回避のみを目的とした取引であり実質を欠いている場合には、本来の取引 (antecedent transaction) とは認めず否認するという考え方である。

米 IRC § 7701 に規定する経済実態基準 (Economic Substance Rule) では、税軽減以外に経済取引実態が備わっていない場合には、連邦税の軽減を認めないこととしている。

また、英国においても取引の目的が唯一又は主に租税回避であれば否認するという目的テスト (the sole or dominant purpose) を導入している。

当該実質主義 (doctrine of substance、実質課税の原則、経済的観察法) に近い法理として仮想の法理 (sham transaction doctrine, Scheingeschaef) と云うのがあるが、これは表面の仮想的事実 (sham in fact) ではなくその経済的実質に即して課税を行うべきであるという原則である。

一方、②の根拠はローマ法以来の欧州の大陸法において採られている法律の回避 (fraus legis)、すなわち法の濫用 (abuse of law) 又は権利の濫用 (abuse of rights) と云われている。濫用の法理 (“abuse of law” principle) では、合理的な事業活動 (reasonable course of action)

---

19 矢内一好『企業会計』16年

ではなく、取引の根本的目的 (essential aim) が税法上の特典 (tax advantage, Steuervorteil) を不当 (unwarranted) に得る目的のみでなされている取引は、濫用的行為 (abusive practice, overriding, Missbrauch) に当たると認識され否認される。

上記以外にも段階取引の法理 (step transaction doctrine) というのも有り、この考え方は不必要な段階を無視するものであり、その不必要な段階を事業目的がないとみると事業目的の法理と重なり、また、不必要な段階を実質がないとみると実質主義と重なるとされている。いずれにせよ法理について考察するには、それが一般的法理 (general principle) なのかそれとも解釈の法理 (principle of construction) であるのかを区別する必要がある<sup>20</sup>。

なお最近の我が国の租税回避に係る判例で使われている法理を見てみると次の通りである。

16年2月18日に企業側の勝訴 (国側の上告を最高裁が不受理) で決着したIBM訴訟では、日本IBMの持株会社が日本IBM株の売買で生じた3995億円の損失を連結納税において日本IBMの利益と相殺したことが租税回避に当たるか否かで争われた。

判決では、租税回避かどうかの判断基準には「目的」、「手段」、「結果」の3つがあるとし、まず目的については「事業の目的の有無は租税回避の判断の決め手にならない」と判示した。従来は、税金を減らす以外の目的を少しでも主張すれば、当局は反論できないとの見方が有力だったが、今後は通用しなくなりそうである。判決は手段についても「独立した当事者間の通常取引か否かで判断する必要がある」とした。これによって独立当事者間取引の物差しを当てはめることで、グループ企業間取引の多くが租税回避とされてしまう恐れが出てきた。

ヤフー訴訟では同年2月29日、最高裁がヤフーの上告を受理したうえで棄却し、同社の敗訴が確定したが、ここでは約540億円の繰越欠損金のあるグループ会社をヤフーが買収して合併し、税額を圧縮したことが租税回避に当たるかどうかで争われた。

最高裁は「法の趣旨・目的を逸脱した濫用」を租税回避としたうえで、取引の結果が濫用に当たるか否かについて言及し、「通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作り出したりするなど不自然なこと」、「事業目的に合理性がないこと」を考慮して濫用の判断基準とし、ヤフーの取引を租税回避と判示した。これについて租税訴訟学会理事の藤曲武美氏は「当局から取引が不自然とされれば、法の濫用として否認される可能性が大きくなった」と指摘している<sup>21</sup>。

---

20 今村隆 (2015) 『租税回避と濫用法理』 p.12、21 - 22、33 - 39、83、241

21 日経16.3.7

## 2. タックスヘイブン

1990年代から2000年代前半にかけて多くの米企業が法人税を免れる目的で、バミューダやケイマンといったTHにペーパーカンパニーの親法人を設立した。THとは一般には税金が存在しないか、あるいは極めて低い国・地域を指すとされる。

THの起源は、約100年前にロンドンの金融街「シティ」で投資銀行家（merchant banker）が考案したとされており、このため英国の旧植民地が多く、ケイマン諸島、バミューダ諸島、英国海峡のガーンジー（Guernsey）島、ジャージ（Jersey）島、シンガポール、香港などがある。管理資産の多くは、シティを通して取引され、その管理資産の総額は2000兆円（うちBVIは1兆5000億ドル）を超えともいわれている。

THは合法的な秘密保持やプライバシーの保護を売りにしてきたが、秘密保持の仕組みは様々で、シンガポールや香港で利用される名義代理人（nominee）制度ではペーパー会社の株主が第三者名義で登録され、会社定款などの法人書類にも真の所有者の情報は一切表に出ない。このことから悪用が可能で実際に濫用されてきた<sup>22</sup>。

EUでは4つの自由（ヒト（労働）・モノ（商品）・カネ（資本）・サービス（設立）の自由な移動等）に反する租税回避防止規定を域内では無効とするほか、共通連結法人課税標準（CCCTB）の提案など、域内の租税障害（tax barriers）を除去するために税制調和を目指してきたが、リーマン・ショック後はその原因がオフショアの秘密主義にあるとして、09年4月2日開催のロンドンサミットを始めとして、英米仏独は揃ってTHに対する圧力を強めるようになった<sup>23</sup>。

16年5月24日に公表された日銀の「国際収支統計」（上）によると、15年末時点の証券投資等残高（日本の企業や機関投資家、富裕層が現地に設立された会社の株式や債券、投資ファンドに投資した額）は、合計約423兆円のうち、米国への投資（165兆円）に次いで2番目にTHの英国自治領ケイマン諸島向けのものが約74兆4000億円（前年比2割増）もあり、TH向けの金融投資に特別の利益が伴うことを示している<sup>24</sup>。

英国自治領のケイマン諸島は、1503年にコロンブスが発見してスペイン領になったが、1670年からは英領となったカリブ海に浮かぶ島々（グランドケイマン島、リトルケイマン島、及び、ケイマンブラック等）で、面積は淡路島の半分以下人口は6万人強法人税やキャピタルゲイン税がない「無税の島」（ケイマンには財務省の職員が2人しかいない。）である。ここに9万を超える法人が籍を置いている。09年8月、OECDが税務上透明性に問題

---

22 日経16.4.22、6.23

23 安倍悦生『書斎の窓』17年

24 朝日16.5.25

がある国・地域の「灰色リスト」からケイマンを外したため、ケイマン側は TH ではないと主張する。

ケイマンにある銀行資産は1兆5000億ドル（約147兆円）、ファンドの預かり資産は1兆7000億ドルに上る。運用益が非課税になるメリットに加え、会社やファンドを匿名性の高い形で24時間以内に会社が設立できるという緩やかな登録規制がケイマンを世界最大のファンド登録拠点に成長させた。なお、ケイマンではロンドンの金融街シティと同じ英国法が適用される。

ケイマンでの節税スキームは「チャリトラ」の愛称で広く流布している。これはケイマンにある子会社の株式を慈善団体（charity）に信託（trust）し親会社と子会社との資本関係を遮断して、子会社の所得を形式上我が国の親会社の所得から分離して合算できなくすることによって税逃れをする仕組みである<sup>25</sup>。

THには法人税や所得税の税率を意図的にゼロか極めて低く設定している国・地域が多いが、しかし明確に定義することは難しく、例えば、アイルランドがTHであるかどうかは立場によって意見が分かれ、また、EUの全28加盟国のうち、パナマを合法的なTHだと見做しているのは10ヶ国に満たない。

そんな中OECDではTHの条件として、無税又は名目的課税、実効性ある情報交換の欠如、透明性の欠如、実質的な経済活動の欠如の4点を挙げている。なお、会社を短時間でかつ簡単に設立できる緩い法制度や、金融機関が口座情報を厳しく管理して匿名性を守る秘密主義等もその特徴の一つとなっている。

THを菊谷正人氏は次の①～④の4つに分類している<sup>26</sup>。

- ①「タックスパラダイス」(tax paradise) は、特定の課税物件を非課税としている国・地域であり、非居住者に対しても所得税、法人税、相続税、キャピタルゲイン税、不動産税等の課税がない。マレーシアのアブアン島にはアジアなどから流れ込む富裕層のマネーが急拡大しているが、これは相続税がゼロのためである。
- ②「タックスシェルター」(tax shelter) は、国外源泉所得 (foreign source income or profit) には課税しない国・地域である。なお、米国では04年10月に成立した米国雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004) にタックスシェルター対策として節税取引の概要の報告義務、罰則等が規定されている<sup>27</sup>。
- ③「タックスリゾート」(tax resort) は、スイス、リベリアのように特定の企業（例えば、

25 朝日 12.1.9、日経 13.9.1、16.8.26

26 菊谷正人「パナマ文書と国外財産調書制度の強化」、日経 16.4.22

27 矢内一好『税務事例』05年

金融業、海運業等)に税務上の特典 (special privileges, tax benefit) を与える国等である。

④「タックスホリデイ」(tax holiday)は、アイルランド(法人税率12.5%)のように外国法人に対して租税上優遇する国等を指し、2000年にOECDが公表したTHのリストでは次のような41の国・地域を掲げていた。

例えば国としてはバハマ、ドミニカ、パナマ(所得税、法人税等の非課税)、キプロス、マルタ、モナコ、バーレーン(Bahrain)、リベリア、モリーシャス、セーシェル、サモア、トンガ、モルディブ、シンガポール(所得税率15%、法人税率17%、相続税、贈与税等の非課税)等である。

一方、地域としては、①米領バージン諸島、アンティル、②ニュージーランド領クック諸島、③英国自治領(associated state)ケイマン諸島(所得税、相続税、キャピタルゲイン税の非課税)、④英領(British territory)バミューダ諸島(Bermuda、所得税、法人税、相続税、キャピタルゲイン税の非課税)、バージン諸島(BVI:人口28000人。所得税、キャピタルゲイン税等の非課税)、⑤英王室属領(crown dependencies)マン島、チャネル諸島(Jersey, Guernsey, Alderney and Sark)等が挙げられており、これらのTHには世界の個人資産の8%が隠されているとの推計もある。

フランスの北部沿岸にあるジャージー島は英王室属領(crown dependencies)の一つで、歴史的に英国王が有してきた領地であり、EUにも英国にも含まれない。約120km<sup>2</sup>の面積ではあるが、独自の議会と政府を持っている。法人税が標準で0%等、各種の税率が低く国境を超える金融取引にかかる費用も抑えられるため、世界中から資金が集まる。人口10万人(8人に1人が金融部門で働く。)の島にある英HSBCや仏ソシエテ・ジェネラル等約640の金融機関が抱える預金額は15年末時点で、1265億ポンド(約19兆6000億円)に上る。島に集まった資金は世界各地に再び投資される。主な行先の一つが英国本土のシティー(City of London)であると云われている<sup>28</sup>。

THへの国際的な圧力の強まりを背景に、ジャージー島などは税の透明性を高める取り組みに前向きな姿勢を示している。しかし、17ある英領や王室属領のうち、企業の実質的な所有者情報を当局間で自動交換する仕組みに参加すると約束したのはジャージー島やマン島(Isle of Man)など7つに留まり、英領バージン諸島は参加を決めていない。

TH国ではないが、多くの国が国際的企業誘致のために競争して法人税率を低くしており、例えば、現在英国は19%(20年4月1日以降は17%)、韓国は22%である。なお、韓国政府は17年8月2日税制改革案を発表し、09年に経済人出身の李明博政権によって22%に引下げられた法人税の最高税率を、今回純利益が2000億ウォン超の企業(129社が対象と

28 朝日 16.5.16

なる。) に対しては再び 25% に戻すことを提案している<sup>29</sup>。

フィリピンの法人税率は 30% であるが、16 年 6 月末に発足したドゥテルテ政権は 25% に引下げて外資導入により地方に製造業を起し雇用増大を図る狙いである。ベトナムは「2020 年の工業化」の実現に向け、国内企業の育成を図るため法人税（原則暦年課税）の標準率を現行の 20% を 15～17% に引下げる案が有力である。タイは 16 年 3 月に法人税の基本税率を 30% から 20%（従来の軽減税率）に引下げた。インドも税制改革に着手し州毎に区々だった間接税の税率を全土で原則統一（5%、12%、18%、28%）する物品・サービス税（Goods & Services Tax）を 17 年 7 月 1 日から導入することになった<sup>30</sup>。

トマ・ピケティの弟子、仏若手経済学者ガブリエル・ズックマンによれば、13 年時点で世界の TH に少なくとも 5 兆 8000 億ユーロ（約 720 兆円）の金融資産があると推計している。また、世界規模でみると家計の金融資産の 8%（約 720 兆円）が TH にあり、EU 圏ではこの割合は 12% 近くになるとしている。また、フランス人はオフショアにおよそ 3500 億ユーロを保有し、そのうちの半分はスイスにあるとしている<sup>31</sup>。なおトマ・ピケティは、アフリカ大陸の金融資産の 30～50%（欧州の場合は 10%）が課税を逃れ TH で保有されていると推定している。

16 年 5 月 26 日、政府税制調査会（会長：中里実東大教授）の作業部会で財務省から示された預金や借入金として域外から入ってきた資金を国・地域別に集計した資料によると、パナマ、ケイマン諸島、バハマ等 TH とされる国・地域（off-shore）が域外から受け入れた資金の残額は 15 年に約 470 兆円（世界全体の 17%）と、シェアは米国の 14% よりも高く英国と並んで世界最高であった。ちなみに我が国のシェアは 3% であった<sup>32</sup>。

英国の EU 離脱を 19 年 3 月末に控え、英国に拠点を置く金融機関の EU への移転を巡り、欧州の金融センター（フランクフルト、ダブリン、ルクセンブルク、パリ等）は誘致合戦を繰り広げている。誘致で一歩リードしているのが欧州中央銀行（ECB）の本拠地であるフランクフルトで、中心部を流れるメイン川に因んでメインハッタン（Mainhattan）と呼ばれるエリアに外国の金融機関約 160 社が拠点を置いているため（欧州ではロンドンの約 250 社に次ぐ多さである。）、金融業に従事する労働者が多く現地で人員を採用しやすいという利点がある。

なおユーロ圏の監督当局は、EU 全域で営業できる単一パスポート（免許）を英国に欧州本社を置く金融機関に認めるかどうかの（激変緩和策も含め）審査に入った。本来は、経営

---

29 日経 17.8.3

30 日経 16.9.23

31 日経 16.5.11

32 日経 16.5.27

陣の居住、精緻なリスク管理、厳しいマネロン対策、正確なシステム部門、等のフル装備の業務を備えた組織でないと免許は与えられない。従って、業務の実体がロンドンにあるようなペーパーカンパニーは認めないとされている<sup>33</sup>。

### 3. 租税条約

租税条約は国際間で生じる二重課税を排除することによって国際間の経済交流を促進する目的で締結されるのであるが、現在では同一の税源に対する国際間の課税権の適正な配分、国際的な租税回避、及び、脱税防止に係る協力体制の整備、並びに、両国間で生じる国際的な租税問題の円満処理、等もその目的に含まれるようになってきている<sup>34</sup>。

17年7月5日付でラトビアとの初めての租税条約（我が国では通算55ヶ国目）が発効したが、同条約では、二重課税を防ぎ、両国間の投資・経済交流を促進し、脱税や租税回避等についての情報交換も進めるとしている<sup>35</sup>。

企業が通常の場合であれば享受できないような租税条約上の恩典を受けようとして条約規定の有利な部分を探し出しその適用を受けようとする行為を条約漁り（treaty shopping）と呼んでいる。租税条約の利点を利用するために、中間に法人（多くの場合、幽霊会社）を設立するケースも多い。特にオランダが結んでいる租税条約は使い勝手の良い場合が多く、オランダを間に挟んだ条約漁りはダッチサンドと呼ばれている。

例えば、日蘭租税条約では、条約上明文規定のない匿名組合の利益分配等の「その他所得」は居住地国のみで課税されることになっており、オランダの法人が日本国内の営業者と匿名組合契約を結んで出資した場合、源泉地国である日本では課税されず、かつ、オランダの国内法ではオランダの法人（匿名組合員）が外国（日本）から得た投資収益は非課税になるため、結局、日本の営業者が債権回収で得た利益は、日本でもオランダでも課税されないことになる<sup>36</sup>。

### 4. マネーロンダリング

各国政府は、テロ行為や犯罪防止のみならず、課税の公平性の観点からも違法な武器密輸（illegal arms sales）等で不正に得た利益（ill-gotten gains）についてマネーロンダリング（money laundering、本稿でマネロンと云う。）を通じて合法的資金に作り直すことに目を光らせている。

---

33 日経 17.7.22

34 川田剛（2017）『租税法入門』p.239

35 日経 17.7.6

36 渡辺智之（2005）『税務戦略入門』pp110~111



1989年7月14日～16日にかけて、パリ郊外のラ・デファンス地区で開催されたG7アルシュ・サミットの経済宣言に基づき、麻薬資金のマネロン対策やテロ資金供与（financing of terrorism & proliferation）対策等に関する国際的な協調指導や協力の推進等を行う政府間会合である金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下、FATFと云う。）が創設され、その事務局がOECD内に設置された。また、14年からはBEPSへの対応も受け持つことになった。17年7月現在で35ヶ国、2地域が加盟している。

なお、FATFは17年7月、マネロン等の監視対象国にしていたアフガニスタンとラオスを、両国がマネロン等を防ぐ法整備や規制を設けたことから、国際金融システムにリスクをもたらし可能性が下がったと判断して、監視対象から外した。また、パナマも16年にリストから削除されている<sup>37</sup>。

08年のリーマン・ショック時に巨額の投資マネーがTH経由で流出し世界の市場が攪乱され实体经济に悪影響を与えたことが、THの闇にメスを入れる国際協力の引き金となった。09年にロンドンで開催されたG20サミットでは「銀行機密の時代は終わった」（The era of banking secrecy is over.）と宣言された。

10年3月18日に米国で成立（即日施行）した「追加雇用対策法」の一部である「外国口座税務コンプライアンス法」（Foreign Account Tax Compliance Act : FATCA<sup>フアトカ</sup>）では、外国の金融機関（8万以上）に米国人の口座情報（名義、残高等）の提供を要求し、協力する金融機関はIRSに対し年一回報告する。本人名義の預金だけでなく信託や法人名義であっても実質的な所有者が個人の場合は報告しなければならない。我が国では、金融機関は一旦国税庁を経由してIRSに情報提供するが、他国の場合は原則、直接情報のやり取りをする。

なお、これに応じなければ米国債、株式などの利息・配当に対し30%の懲罰税率を課すとしている。但し、例えばスイスの銀行が米国人顧客の脱税に関する情報を間接的に米司法省に提供すれば、罰金を支払うことによって起訴を免れることができる。

15年3月には、イタリア保険大手ゼネラリの子会社のBIS（大手のプライベートバンク）が当該制度を利用した第1号事案として、罰金2億1100万ドル（約263億円）を払うのと同時に顧客情報を提供することで米司法省と和解した。なお、罰金の額は隠し資産の規模や口座開設の時期に応じて決められ、新しい口座ほど意図的に脱税を企てた可能性が高いとして罰金が増える仕組みになっている。

スイスでは、300年以上にわたり銀行が秘密を守り、富裕層の税逃れに最も安全なよりどころとして国外の捜査当局を含む第三者への顧客情報の開示を拒んできた（tight legislation re secrecy）が、米国の圧力等でスイス政府と金融界が方針を変更してOECDが主導する情

---

37 日経 17.7.26

報交換制度に参加し、スイスの銀行は18年から主な先進国に対して顧客情報を開示することにした<sup>38</sup>。

ところで、スイス国立銀行（中央銀行）の統計によると外国資本の銀行は14年末が91行（全銀行数の約3割）で、09年末より26%減少していることから、スイスの銀行の秘密主義的業務は後退しつつあるかにみえるが、実は新たな分業体制を築くことにより、逆に非居住者からの預かり残高は1.8兆ユーロに増大してきている。その原因は、スイスの銀行口座の保有者は個人ではなくなり、それに代わってパナマ籍のペーパーカンパニーやバージン諸島の信託、及び、リヒテンシュタイン籍の財団等になってきたことにあり、それにより再び、本当の所有者が隠されるようになってきていた。その上、資産を運用する投資ファンドの登記が、ルクセンブルク、アイルランド、及び、ケイマン諸島に移すことにより、配当の無税化にも寄与していた。このような実態がICIJのパナマ文書の公開によって明らかになった<sup>39</sup>。

17年7月7日、ドイツのハンブルクで開催された20ヶ国・地域首脳会議でテロ資金遮断の首脳宣言を採択した。域内で相次ぐテロ行為に手を焼くEU（欧州連合：93年発足、16年6月25日現在で28ヶ国）は、その執行機関である欧州委員会が同月13日に、過激派組織イスラム国（IS）等のテロ組織の資金源を根絶させるため、古代遺跡に関わる彫刻や考古学的な価値のある工芸品等文化財のEU域内への輸入取り締まりの強化の新たな法案を加盟国政府（28か国）と欧州議会に提案した。同法案では、250年以上の歴史を持つ文化財を対象に、輸入業者に対し税関で合法的に取引されたモノであると証明することを義務付けると共に、考古学的価値が高い文化財を輸入する場合は、輸入の玄関口となる加盟国の輸入免許の取得を条件とする制度を導入する<sup>40</sup>。

ロゴフ教授（Kenneth Saul Rogoff：ハーバード大学）は脱税やマネロン（脱税を中心とした地下経済の規模は、オーストリアの経済学者の分析ではGDPの米国が7%、我が国が9%とされている。）、収賄等の犯罪を減らすと共に、電子決済の普及に資することから「高額紙幣（小額紙幣や貨幣は残す。）を段階的に廃止すべきだ」との主張をしそれが世界的な論争を巻き起こしている。

インドの人口は、国連の直近予測では、24年に中国を抜き50年には16億6000万人（世界人口の2割弱）に達するとしている。自他ともに認める大国インドはIT立国で急成長を遂げ、かつて「我々はヘビ使いではない。今やマウス使いなのだ」と演説し喝采を浴びたナ

---

38 日経16.6.23

39 日経14.7.31、15.8.8、16.5・4、7.10

40 日経17.7.14

レドラ・モディ首相（14年に就任）は州毎に異なる間接税の統一や地下経済にメスを入れる高額紙幣の廃止等の大改革を進めている<sup>41</sup>。

16年11月8日午後8時（現地時間）モディ首相が、8種類の紙幣のうち高額の1000ルピー（約1630円）と500ルピー紙幣の使用を9日午前0時に禁止するとテレビで突然発表した。新たに2000ルピーと新500ルピーの紙幣を導入し、わずか50日間に預金するか（預金の引出し上限も設けた。）新紙幣に切り替えるかをしなければ旧紙幣は使用できなくした。

17年5月には欧州中央銀行（ECB）が18年末で500ユーロ（約6万4500円）札を廃止することを決めたが、ユーロ圏だけでなくカナダ、スウェーデン、シンガポールでも高額紙幣の廃止を決めている。

電子マネーやクレジットカードの普及（ケニアでは携帯電話を使った電子決済取引がGDPの4割に達するとされている。）で高額紙幣は自然と淘汰されると思われがちだが、実は逆で、米国ではドルの通貨流通量が1970年代、80年代はGDPの5%前後まで下がったが、それが17年では再び7%台まで上昇している。我が国は70年代こそ7%程度に過ぎなかったが、マイナンバー制度の導入後にタンス預金が増加したりして今では約20%台に上昇してきている。第一生命経済研究所によると、我が国のタンス預金は、10年の28兆円から17年2月末時点では43兆円へと前年同月比で8%増である。これは、17年2月末現在の紙幣発行残高99兆円から、このうち決済などに使われる分を差し引いてタンス預金の残高を試算している。なお、国内の現金保有のうち8割が家計に集中していることから、タンス預金も家計に偏っているとみられる。

また、金融機関（貸出業務ができないゆうちょ銀行は除く。）の預金残高は、98年度の650兆円から17年3月末時点では過去最高の1053兆円まで増加の一途を辿ってきている。

更に、現金流通量のうち高額紙幣の占める割合が圧倒的に高いということである。米国では100ドル紙幣が80%を占め、一方我が国では1万円札が90%を占めている。

我が国の円の通貨流通量を国民一人当たり見ると77万円であり、同じく米国は一人当たり4200ドルの現金を保有している計算になるが、実際に財布や家、車の中に保管しているのは250ドル程度である。又、企業の決済で現金を使うことはほとんどない。すると大量の現金のありかはどこなのかがよくわからない。ここから推計できるのは、高額紙幣の多くが非合法的な経済活動（麻薬売買、人身売買、テロ資金等）で使われているのではないかとロゴフ教授は考えている<sup>42</sup>。

---

41 日経17.8.26

42 日経17.4.3、6.11、8.1

## 5 租税回避に対する対処

グローバル企業や富裕層の課税逃れによって失われる税収は、世界で30兆円とも云われている現在、租税回避が可能な状況は、課税の公平原則に反し、企業の競争条件を阻害して社会的に無駄な費用を生じさせると共に、それによる税収喪失のしわ寄せは納税者全体に及ぶことになる<sup>43</sup>。

また、租税回避行為が適法だからとして勿論放置されるべきではなく、それが立法の不備に起因し、かつ、失われた税負担が延いては他の納税者や国民の負担増や福祉削減につながるのであれば、何ら対処しないしていると国や税務行政への信頼が損なわれることにつながり兼ねない。よって、租税回避の試みを未然に防げるような強靱な税制度を設計・構築することが急がれる。

### (1) 英国

13年6月18日英国で開催されたG8サミットでは、安倍晋三首相が「企業も地域のインフラや安全を享受している」と述べると共に、財政難に悩む主要8カ国が多国籍企業の課税回避の防止に向けたルール作りで連携することで合意した。

英国も近年の国際的租税回避に対応して、OECDの主導による国際協調的な対応とは別に、13年3月に提出した財政法案において一般的濫用防止規定（General Anti-Abuse Rule : GAAR）の導入を提案し、同年7月17日に2013年財政法（Finance Act 2013）として成立させた<sup>44</sup>。

憲法のない英国は法律に関しても成文法がない判例主義の国である。判例は更に、判例の集積である「コモンロー」とコモンローが現実にそぐわなくなった際の救済判例の集合体である「エクィティ」（衡平法）に二分される。

唯一の例外として、税法は成文法となっており、かつ、税法は書かれている条文を厳密にその字義のままに適用する文理解釈をすることが大原則とされている。従って税に関する問題については、租税法律主義を採用していることから税法が全てでありコモンローやエクィティの解釈が介在する余地がなく、税法上の条文の意味が曖昧で解釈が必要とされる場合には、新たな解釈をすることはなく例外なく納税者の利益（ウエストミンスター原則）とされる。

現行税法に欠陥（loophole）があり、それを利用して悪質な租税回避が行われても課税の公平性を理由とする取締り等は許されないことから、対策としては禁止規定を設けて既存の税法の欠陥を塞ぐこと以外に手立てはない<sup>45</sup>。

---

43 日経16.5.25

44 荒井優美子『税務弘報』14年

45 深見浩一郎（2015） pp.37-40

英国のメイ首相は、税金は文明社会で生きていくために「支払う対価」であるとして、税逃れを厳しく取り締まる方針である。16年8月17日に公表された財務省の諮問文書では、歳入税関庁（Her Majesty's Revenue & Customs：HMRC、05年設立。）が認めないと判断した税逃れスキームに対する罰金を、スキームの助言者にまで拡大することが提案された。それによると当該スキームを売り込んだり助言したりした会計事務所や弁護士、コンサルタント等（通常税逃れ額の10%の報酬を得る。）は、本来スキームを利用した個人・法人が納付すべきであった金額の100%を上限に罰金を払わされる可能性が出てきた<sup>46</sup>。

## （2）米国

米国でも、濫用の事実行為を特定せず問題とされた租税回避事案毎に選択されている事実行為を包括的に否認する規定として、10年3月30日にIRC § 7701（O）で一般的租税回避否認規定（General Anti-Avoidance Rule：GAAR）が成文化されている。

1990年代以降、米国では海外別会社設立による節税のための低税率国への本社移転である納税地変換（corporate inversion or tax inversion、以下、インバージョンと云う。）が流行したが、2000年に米国政府がこれを禁止した。ところが、①米国企業が海外企業を買収してその買収先を本社とするか、或いは、②共同で米国外に持株会社を設立した場合には、この禁止行為に当たらないと判断されたため海外所得が多い米企業がこの仕組みを利用してインバージョンを達成する意欲が高まった。

14年9月の税制改正でインバージョンの規制強化策を公表した。インバージョンを行っても旧株主が海外に新設した法人の株式の80%以上を保有しているか、又は、当該設立国で実質的な事業活動をしていなければ、引続き米国法人と見做す規定を設けて米企業の租税回避を阻止した。

15年11月には買収先企業と関係のない第三国に節税目的で本社を移せなくする等、当該インバージョン税制の一層の強化を図った。

更に16年4月4日には、短期間に買収を繰り返して資産を海外本社に「詰め込む」ことで米企業による外国企業の持分を減らす減税スキームを採れなくするために、外国親法人となる企業が過去3年間に米国企業を買収している場合にのみインバージョン税制を適用するとの追加規制を公表した。これにより2日後の4月6日に米製薬大手ファイザーは15年11月に発表したアイルランドの同業大手アラガン（複数の米企業を買収した実績があった。）との合併を撤回した<sup>47</sup>。

半導体製造装置で世界首位の米アプライドマテリアルズと世界3位の東京エレクトロン

46 日経16.8.19

47 堂ノ脇伸『エコノミスト』15年 p.80

が14年に経営統合するに際して、両社の親会社（持株会社）をオランダに置くことに関して、13年10月末、米上院のボークス財政委員長は声明で怒りをあらわにした。「オランダは外資を呼び込むことを目的に、手厚い優遇税制を用意している。半導体製造装置で世界第2位のオランダ南部のフェルトホーフェンに本部を置く<sup>エーエヌエムエル</sup> A S M L（1984年設立）の税引き前利益に対する実質的な税負担率は5年間の平均で10%未満である。法人税率が25%と低い上、研究開発や知的財産に係る控除の恩恵が大きいためである。ともに税負担率が20%を超える東京エレクトロとアプライドが同じ土俵を選ぶのも無理はない。」

このように低税率国にトンネル会社の親会社を作り、M&A（合併・買収）によってその傘下に入り親子関係を逆転させて外国子会社合算税制の適用をまぬかれようとするインバージョンは、1983年に米海洋関連会社マクダモット（McDermott）がパナマに本社を移したのが始まりとされている。

米国は04年にIRC § 367でインバージョン対策の部分的な措置がなされると共に、より本質的なIRC § 7874の規定が導入され、実体のない海外の親会社に利益を移転し米国での納税を減らす行為に歯止めをかけた。その後の展開は上述のとおりである<sup>48</sup>。

米国のIT企業は自社が望む政策の実現を米議会等に働きかけるロビー活動を拡大している。グーグル社ではワシントンの米連邦議会に近いビルにロビイストら100人以上が働いている。ロビー活動費は、グーグルが04年の18万ドルから14年には1683万ドル（約20億円）に増大したが、同じく14年で見るとフェイスブックが過去最高の934万ドル、アマゾンが494万ドル、アップルも411万ドルとなっている<sup>49</sup>。

### （3）EU

09年12月1日発効のEU機能条約（Treaty on the Functioning of European Union）に基づきEU（European Union: 欧州連合）の欧州委員会は14年6月以降、加盟国による特定企業への税優遇は国家補助（§ 107 State Aid）に当たり、単一市場であるべきEU域内での公平な競争を歪める恐れがあり競争法（§ 101 Competition law）に違反するとみて、加盟国の税優遇措置（法人税率の高低ではない。）の調査を本格化してきたが、主な対応は次の通りである。

なお、EU内では欧州議会やEU理事会で認められたEU法が共通ルールとして各国の国内法に優先して適用される。それによって02年には英国やスウェーデン等を除く12ヶ国で共通通貨ユーロの流通が始まった。

14年6月 アイルランド等3ヶ国の税優遇について調査を開始した。

---

48 日経13.12.5

49 朝日15.3.8

- 10月 ルクセンブルクによる米アマゾンへの03年以降の法人税優遇策について調査開始を発表した。なお、ルクセンブルクは我が国の企業も含む約340社と税優遇の取極めを行っていた。
- 15年10月 ①オランダに対し、米スターバックスのオランダの製造子会社が英国のグループ企業へ多額の技術料を支払うなどしてオランダでの税負担を低く抑える違法な課税手法を認めていたとして追徴課税（2000万～3000万ユーロ〈約23億～34億円〉規模）するよう指示した。なお、課税権は加盟国政府にあるが、オランダ当局は反論している。
- ②ルクセンブルクに対し、イタリア・フィアットの金融子会社の資本金等を少なく見積もり、法人税の課税所得を実際の20分の1程度に抑えた税優遇措置は違法であるとして、追徴課税（2000万～3000万ユーロ規模）を指示した。ルクセンブルク当局は反論している。
- 12月 ルクセンブルクによる米マクドナルドへの税優遇措置について調査開始を発表した。
- 16年1月 ベルギー（法人税率34%）に対し、少なくとも35の国際企業（実質税率約4%のAnheuser-Busch InBev等を含む。）への税優遇（総計7億6500万ドル相当）は違法として追徴課税（7億ユーロ規模）を指示した。
- 8月 アイルランドに対し、米アップルへの税優遇は違法として過去の優遇分に利息を含めて遡及的追徴課税（130億ユーロ〈約1兆4820億円〉）するよう指示した。

上記16年8月（30日）の件について、EUの行政を担う欧州委員会のベステア委員（競争政策担当、デンマーク人）は、アイルランドの米アップルへの1991年と2007年に結んだ税に関する「取極め」（15年に終了）に基づく法人税軽減の優遇措置が、EU加盟国が特定の企業を優遇する国家の補助を禁じている「競争法」（我が国の独占禁止法に相当する。）に違反するとして、アイルランド政府に対して2003～14年までの11年間に認めた税制優遇分（back taxes）130億ユーロを追徴課税するよう指示したことを表明した。

これに対し、アイルランドのヌーナン財務相は「欧州委員会の決定に全くもって同意しない」とする声明を発表した。アイルランド側は国家による補助を一切与えていないとし、欧州委員会の決定を不服としてEU司法裁判所に提訴する（判決には2～3年掛かる。）ことを決めた。

一方、米財務長官ルーは16年2月、ユンケル欧州委員長宛てに書簡を送り、米企業に対する税優遇を巡る調査を再考するよう求めた。調査対象が米企業に偏っていることに懸念を示したほか、EU側の国家による企業支援のルールの解釈が従来と変わってきており、変更

以前の優遇策に遡及して制裁を科そうとすれば、公平性を欠くことになる等の批判をした。

更に、同年8月24日米政府は、欧州委員会の調査を詳細に分析し、欧州側の問題点を列挙した白書を公表し、米企業の海外での課税対象が増えれば二重課税を避けるため、米国側での課税対象から控除される可能性があることから、米企業が欧州で追加納税すればその分だけ米国の税収がEUに移り、米国の税収の損失につながるとして強く反発している<sup>50</sup>。

16年7月23～24日に中国の成都で開催されたG20財務相・中銀総裁会議では、租税回避の問題で非協力的な地域を特定するための基準が承認されたが、同年9月4～5日に杭州で開催されたG20サミットに出席したEUのユンケル欧州委員長は4日、EUの欧州委員会がアイルランドに米アップルから130億ユーロを追徴課税するよう指示した問題で、「全ての企業は平等に税金を支払うべきだ」と述べ、欧州委員会による8月末のアイルランド政府に対する追徴課税指示の正当性を強調している。

同サミットに出席したオバマ大統領は5日、記者会見で米アップルへの追徴課税は米国の減収に繋がると批判すると共に、「課税逃れ対策は国際協調が必要だ」と述べ欧州側の強硬姿勢に懸念を示した。また、米政府（財務省）・議会も今回の欧州委員会の指示は、不公平な遡及課税に当たり租税原則にも逆行する「一方的な措置」だとして強く反発している<sup>51</sup>。

### 第3章 スキーム

08年のリーマン・ショック後、各国が緊縮財政に走ったことから富の配分を巡る不公平感は増幅された。個人の納税漏れは厳しく追及するのに、富裕層はお咎め無しという「二重基準」に世界中の人々の不満が高まり、延いては米ゲール（15年10月2日からアルファベットに社名変更）や米スターバックス等の多国籍企業による近年の行き過ぎた（aggressive）節税策に批判の目が向けられるようになった。

国際的租税回避はタックスプランニングと呼ばれるオフショアセンターを利用したものに始まり、80年代後半には米アップルによって、パス・スルーやメールボックス・カンパニー等の特殊な税制や法人形態等を組み合わせて、海外各地に点在する子会社間での取引を通じて完全なる租税回避を目指すスキーム（scheme）である「ダブルアイリッシュ・ダッチサンドキッチ」（double Irish with a Dutch sandwich）が初めて開発されたのである<sup>52</sup>。

すなわち、①米国のチェック・ザ・ボックス（Check-the-Box Election：以下、CTBと云

50 日経16.9.1、9.4～6、Japan Times 16.1.13、朝日16.7.25、8.3

51 朝日16.7.25、8.3 日経16.9.1、9.4～6

52 深見浩一郎（2015）p.112



う。) 制度と、②アイルランドの税制 (管理支配基準) と、③両国間のライセンス使用料 (royalty : 以下、ロイヤルティと云う。) の支払いには源泉税が非課税になるというオランダ・アイルランド間の租税条約との3つの税制を上手く利用して、米国外で上げるライセンス等の無形資産の使用料収益の大部分を米国内の課税から逃れ、必要最低限の研究開発費用を米国親会社に注ぎ込むという仕組みである。

このような無形資産の活用を中心に据えた租税回避スキームは、アップル以外の米IT企業や製薬会社にも広がっており、また、グーグルやアマゾンではTHに多額の所得を蓄えていた。

上記のような企業行動は先進諸国の税収を減少させるだけでなく、このようなスキームを持たない欧州や我が国の同業者等のライバルとの公平な競争条件をも損なうことになる。

## 1 アップル

米国上院は12年9月20日並びに13年5月21日に公聴会を開き、米国多国籍企業のアップル、マイクロソフト、ヒューレットパッカートの租税回避について追及を行った。13年5月の公聴会ではアップル社CEOのティム・クック (Timothy D. Cook) は、議会の追及に対して「海外で稼いだ利益は米国の課税対象ではない。」と反論した。

しかし、欧州での厳しい批判を浴びたことから15年11月中旬には、アイルランドで1000人の人員を追加で採用することを明らかにすると共に、ティム・クックは「アップルはアイルランドをホームと呼ぶことを常に誇りに思う。」と強調し節税目的との反発を和らげることに努めた。

1977年1月3日にカリフォルニア州法人として設立された米国のアップル社 (Apple Inc.) は、旧英国系の国々が採用していた管理支配地主義を今も維持しているアイルランドの法人税法では、アイルランドに登録された法人であっても国内に経営の機能や実体がなく事業の中心的管理支配 (central management and control) をする主要事業所が外国 (米国) にある場合にはそこを居住地国とし、アイルランドでは課税されないことを利用して、同社のライセンス等の知的財産 (intellectual property) をアイルランドの子会社に集め同社の海外利益の大半を法人税率の低いアイルランドに集積する仕組みを構築した。

16年現在、在アイルランド米国商工会議所によれば、アップルを含め米企業700社強がアイルランドに子会社を置いており、その従業員総数は14万人に達するとされている。

一方、米国法人税法では、法人に法人格を付与した法律を制定した国を居住地国とする「設立準拠地 [法] 主義」に基づいて居住 (内国) 法人を決めることから、アップルのアイルランド現地法人は外国法人とみなされ米国では課税されない。従って、アイルランドに設立したアップルの子会社の経営機能を米国に置く形にすれば、アップルのアイルランド法人

に集まった利益は、基本的にはどこの国からも課税されない二重非課税の状態になる。

アップルは09～12年の4年間で740億ドルの海外利益をアイルランドに集め、米国の課税を逃れた（アップルは納税を繰り延べただけとしている。）とされている。また、アップルのティム・クック最高経営責任者はTHのケイマン諸島などは使っていないと述べているが、いくら順法とはいえどもアップルのスキームはやはり行き過ぎた租税回避といえよう。

13年10月15日アイルランドの議会（National Parliament）において、ヌーナン（Michael Noonan）財務相は、アイルランドの法人を持つことが「租税回避をしている」との風評につながり企業が同国への直接投資を手控えることを強く懸念して、アイルランドの税制が多国籍企業の租税回避の抜け穴にならないよう法改正するとの方針を明らかにした。

例えば、主たる事業所の登記場所がケイマン諸島のようなTHにある場合等には、アイルランドで課税できるように税制の運用を一部見直すものと考えられる。但し、国際競争力の一つと位置づけている同国の12.5%の低い法人税率については変更しないことを強調している。

#### (1) アイルランド

アイルランド（愛蘭）は、1980年代にバミューダに倣って自国のTH化を始めたとされているが、人口460万人のアイルランドにとって外国からの投資は国内総生産の25%を占め、約1200社の外国企業（半分が米国企業）があり、外国企業で働く人は17.5万人、間接的に関わる働き手は35万人でありかなりのウエイトを占めている。アイルランドへは、法人税が格安であることから大西洋を越えて企業がやって来るし、酒税の安さにひかれてスウェーデン人が海峡を渡って来る。

アイルランドの法人税制では、内国法人や特殊法人並びに支店ないし代理店形態で営業している外国法人の利益に法人税が課される。また、アイルランドの税務当局は特定の取引に関する税務上の取扱いについて相談すればそれが租税回避を目的とするものではない限り、事前の非公式な回答を与えてくれるのが一般的である。1991年から15年間継続したアップルとの取極めでは、所得計算が難しいことから営業費用をもとに所得を推計する方法を採用し、アップル側が想定した低い税額に合わせるような計算式を採用した。なお07に取極めを改定し、移転価格の計算手法の一つをアップル側の提案で採用している<sup>53</sup>。

アイルランドにおいて設立登記がなされた会社は原則内国法人と見做され、租税条約に特段の定めがある場合を除き、内国法人の子会社が海外で得た利益はその国で税を払うという領土主義課税方式(territorial taxation system)を採っていることから、国内では課税されない。

外国法人のうち、①EU加盟国又は租税条約締約国の居住会社についてはアイルランドに

53 日経14.10.6、税理士法人トーマツ（2008）pp.398～417

PEを有する場合、又は②それ以外の外国法人についてはアイルランド国内に支店又は代理店を有する場合、に限り法人税（源泉地国課税）が課される。

内国法人による受取配当金が、①他の内国法人からの配当である場合には非課税、又、②外国法人からの配当は課税対象（外国税額控除は認められる。）となる。

一方、アイルランド国内において支店又は代理店を通じて営業を行っている外国法人に対する内国法人からの配当は非課税となる。

アイルランド法人が外国法人に行う配当に対する源泉所得税については、①アイルランド法人の発行済み株式を過去2年以上継続して5%以上保有するEU加盟国又はスイス居住法人への配当、及び、②アイルランドとの租税条約締約国の居住会社への配当、を除いて20%の税率で課税される。

特許権使用料は租税条約に該当する規定を有する締約国を除き20%の源泉所得税が課されるが、その他のロイヤルティについては源泉所得税が課されない。また、2年以上継続して株式の25%以上を保有する持株関係にあるEU居住法人へのロイヤルティ支払いについても源泉所得税は課されない。

アイルランドの内国法人によってアイルランドでなされた研究、プランニング、デザイン等の発明に基づく特許権使用料（その関連収入を含む。）に対しては非課税措置が認められているが、08年1月1日以降は、非課税措置の対象がアイルランド国内だけでなく欧州経済領域（EEA）で研究等が実施されたものにまで範囲が拡大される一方で、非課税とされるロイヤルティの金額は年間500万ユーロが上限となった。

事業所得については03年以降法人税率が12.5%とされているのに対し、非事業所得に対しては25%の法人税が課される。但し、08年財政法により、EU加盟国又はアイルランドと租税条約締約国の居住会社からの配当については、配当源泉の75%以上が事業所得からなる場合は、原則として12.5%の法人税率が適用される。

アイルランドで駐在員事務所のみを有し実質営業を行っていない外国法人は、その事業所得に対しアイルランドの法人税は非課税となる。

アイルランドでは、租税回避を目的とした取引に対処するための一般的規定が1997年税法（Tax Consolidation Act）により導入され、租税回避に伴う否認についてはその法形式にとらわれることなく実体に即した取扱いの権限が与えられており、また、税法上の軽減措置を悪用するような取引に対しても同様の権限が与えられている。

## (2) オランダ

オランダ（和蘭）王国の歴史をみると、15世紀末からハプスブルク家スペイン領土であったが、今日のグローバリズムの原点ともいえる大航海時代を通じて独立戦争が続き1648年のウエストファリア条約で「オランダ連邦共和国」の独立が承認され、1810年フランスに

併合された後、1815年オランダ王国として独立した。

1970年代に多国籍企業のグループ金融会社の為替規制の自由化を行い、「専ら海外で資金調達を行い海外で貸付を行う法人」のためにオランダに mailbox company を作ることを認め、1983年にはオランダ中央銀行が租税回避の合法的な形態である「特別金融機関」(Special Financial Institute:SFI)の登録を開始している。07年で約2万社の mailbox company がある。

ところで税法を見てみると、オランダの法律に従って設立された法人は、その営業本拠がどこにあるかに拘らず常に居住法人と見做される。法人税率は、08年度改正によって課税所得が4万ユーロ以下の部分について20%、4万ユーロ超～20万ユーロ以下の部分について23%、20万ユーロ超の部分25.5%とされた。

オランダの非居住法人(外国法人)はオランダ国内のPE等を通じて行われる事業から生じる利益に対して法人税の支払い義務が生じる。また、PEの活動に対して正当に配分された本社経費は課税所得からの控除が認められているが、オランダ所在のPEに対する外国本社よりの利子やロイヤルティの支払いについては、これらの支払いが当該PEを対象として本社が行った取引に基づくものであることを立証しない限り、オランダの税務当局は通常その控除を認めていない。なお、PEが本社に送金する利益には源泉税は課されない<sup>54</sup>。

オランダ居住法人は、配当及びその他の利益分配について15%の標準税率又は該当する租税条約に定められている15%以下の税率で源泉徴収しなければならない。オランダ法人から我が国に対する配当金の源泉徴収税率は日蘭租税条約により5%(持分割合が25%未満の場合は15%)となる。なお、利子、ロイヤルティ、ライセンス使用料等の支払い、並びに、支店利益の送金に対する源泉徴収税はない。

また、オランダ親会社が外国子会社から受け取る全ての利益はオランダでは免税とされる。

01年に改定された事前確認(obtaining clarity and certainty in advance)制度であるAPA(Advance Pricing Agreement)とATR(advance tax ruling)は、企業などがオランダ税務当局に税務に関するクロスボーダ取引、再編、節税策等を事前に開示し、当局側は法人税の適用に関して法令、判例法及び規定の範囲内において課税・非課税等の線引きについて明らかにし、両者が事前に合意をして置くという制度である<sup>55</sup>。

### (3) ダブルアイリッシュ

ダブルアイリッシュは1980年代後半に、節税策の元祖といわれているアップルによって初めて使われたスキームである。

世界中で売れるアップル社製品の売上利益をアイルランドに集中させるために、大きな役

54 税理士法人トーマツ(2008) pp.234～250

55 日経17.9.4

割を果たしたのが共に 1980 年に設立されたアイルランドの現地法人（子会社：いずれも経営機能は米国本社にあることから、アイルランドでは課税されない。）である持株会社の海外統括会社 O（Apple Operations International）と海外販売会社 S（Apple Sales International）の両社である。アイルランドの会社を統括会社と販売会社の二つに分割し（double Irish）、O は自ら事業を行わないことによってアイルランド法人ではなく米国法人として認められるよう装うのである。

O は構造上組織の最上位にあるが法形式上はアイルランドの管理下にある。本社が開発したシステム（知的財産と独特な技術やデザイン）を利用する権利を本社から O に譲渡されている。しかし、創業以来物理的存在を有しておらず、従業員もいない。なお取締役 3 人のうち 2 人はカリフォルニア州に居住している。

一方、S は海外での知的財産権を所有（O から権利を貸与されている。）している会社であり、07 年以前は従業員を持たなかったが、12 年の子会社の組織再編で 250 人の従業員が割り当てられた。なお取締役会はアイルランドではなくカリフォルニア州で行われている。

S は製造業者から iPhone 等の製品を仕入れ高めの価格で欧州、アジア等の海外拠点に販売し、一方アイルランド以外にあるアップルの海外現地法人はいずれも単に販売の仲介のみであり米国外の利益は自ずと S に集中し、それが配当やライセンス使用料の形で O に吸い上げられることになる。アップル本社は O と S の二つの子会社を置くことによって S のロイヤルティの使用料収入（事業所得）を O からの配当所得に転化出来る。

いずれにせよ、アイルランドでは課税当局との税制上の特典協定（near-zero tax arrangement）を結び、表面税率 12.5% を実質税率 2% 以下に抑制すると共に、アップルはグループ全体の実効税率を約 25% に抑えていた<sup>56</sup>。

アイルランドは 14 年の秋に幾つかの優遇規定（some corporation-friendly rules）を廃止する税制改正を行い、15 年 1 月 1 日からはダブルアイリッシュ戦略が使えなくなった。但し、既に契約済みで現在使っている企業は 20 年までは猶予された。また、16 年初めからは特許等で得た企業の所得には税率を 6.25% にするとしている。財務副大臣のサイモン・ハリスは「ダブルアイリッシュはメディアが作った言葉であり、政府がかかわった訳でもない。国際弁護士が考え出したと思う。」としている<sup>57</sup>。

#### (4) CTB

アップルは、米国の TH 対策税制（子会社所得は通常 CFC 税制により課税される）の対応策として、1997 年 1 月 1 日から施行された CTB 制度も活用した。CTB 制度は法人、組

---

56 山田有人 NUCB 15 年、明石英司『企業会計』16 年

57 日経 15.8.8

合、パートナーシップ等の事業体への課税について、①その事業体自体が法人の段階で法人税を負担する法人（per se corporation）として抜き出し、それ以外の「適正エンティティ」については納税者が選択により、②法人の段階で課税するか、③構成員の段階で課税するかを選ぶことができる制度である。また外国子会社の損益についても国内親会社の株主に帰属するものとして課税する方式を選択できるようになった。これは子会社を支店と同様に扱う選択を認めたことを意味する。

米国企業は当該制度により海外に持つ拠点の税務上の取扱いを、①課税対象となる法人にするか、②課税対象外になる支店にするかを企業自らが選択することができる。この制度は海外、特に TH にある孫会社まで対象に含まれていることから、別の持株会社を設立して孫会社にすれば支店と見做され、課税対象外にすることが可能となる。

アイルランドに 100%の持株会社 O を設立し、更にその傘下に 100%子会社 S（本社からみて孫会社）を置き S を CTB 制度の下で O の支店として扱うことによって O と S のいずれをも米国での課税の対象外にした。S から最終的に配当を受ける O も税制の例外規定によって米国からは課税されない。

子会社 O と孫会社 S の両社とも法人扱いだと米国で TH 課税の対象になる。そこで、CTB の選択可能な組合せとして、① O 社を米国親会社の支店にする、②孫会社 S を子会社 O の支店にする、③ ①と②の両方を採る、の 3 通りが考えられるが②以外では子会社 O が米国本社の支店とみられることから O 社の利益は米国本店の利益に合算され米国で課税されてしまう。そこで残った②の孫会社 S を子会社 O の支店にすることにすれば S の法人格を無視して O、S を一つの法人として見ることができる。

米国の税務上 S が O の支店（法人の一部）になれば、法形式的には孫会社 S が子会社 O にロイヤルティの支払いをする取引において、ロイヤルティの授受すなわち S からオランダ法人への支払い及びオランダ法人から O に対する支払については、「同一法人間の対価の受払」（内部取引）と見做され、その結果子会社 O ではその収入が無かったことになる。

更に、ペーパーカンパニーであった子会社 O に事業活動を実際に行っている S 支店が誕生することで、S 支店を含む子会社 O 法人全体を見ると製造から販売までの事業実態のある通常の事業会社と見做されることになる。その結果、もはやペーパーカンパニーではなくアイルランドで実態のある事業活動をしている企業になるので、TH 課税の適用除外要件を満たし米国での合算課税も回避できる。

#### (5) ダッチサンドキッチ

ここでアップルは更に節税のために手の込んだ仕組みを作った。すなわち、S から O にアイルランド国内で使用料・配当等を振り込む形で利益を移転するとアイルランドの源泉地国課税主義により源泉税が課税されるので、S はオランダにトンネル会社（shell company）

を設立してそこを通してOに権利使用料等を支払えば、アイルランドとオランダ間で締結されている租税条約等に基づき、両国間でのライセンス使用料等権利使用料収入の送金には源泉税が非課税となることから、アイルランドでの権利使用料への課税が回避できる。この節税方法はアイルランドの二つの法人の間にオランダの法人を一つ挟むことからダッチサンドキッチ (Dutch sandwich) と呼ばれている<sup>58</sup>。

THを利用するかしないかを問わず、ダッチサンドと呼ばれる節税方法は、多国籍企業の税務担当者間では今や常識になっている。その結果、企業利益に占める知的財産（特許権や商標権等）の寄与度が高い製薬会社では、日本企業の税負担率が30%台であるのに対し、米ファイザーやスイス・ノバルティスはほぼ10%台である。米国の公開企業上位100社のうち、THを利用する企業は83社に上る<sup>59</sup>。

このようにアイルランドに現地法人を設立し、そこに海外利益の全てを集約すると米国の税務当局からは海外利益（アップルは約2000億ドルの所得をオフショアに留保しているとみられる。）を本国に還流 (repatriation) するよう要請されるリスクが残る。

これを回避するためにアップル本社と現地法人Sは、知的財産の研究開発コストを分担する「コストシェアリング契約」と云う妙案 (inappropriate low-tax deals) によって、Sに知的財産の経済的所有権を認めると共に、しかもSは知的財産の法的権利の唯一の所有者である本社よりも多い、研究開発コストの6割を負担させることにした。これによって全体の利益の6割がアイルランド法人Sに集まっても不自然ではない体裁を整えたのである。

#### (6) P-Box

多くの国で導入されているロイヤルティの優遇税制である パテント・ボックス Patent Box（以下、P-Boxと云う。）は、この制度を持つ国に企業が研究所等を置いている場合そこで生まれた知的財産権の利用から得られるロイヤルティ収入（事業所得）を他の所得と区別し通常の法人税率より低い軽減税率（通常2分の1）で課税する制度である。

01年にフランスで導入されてからEU内で普及し始め、オランダ、ルクセンブルク等欧州各国のほか中国でも導入済みである。

英国は13年4月1日のP-Box導入以降、639社が合計で3億3500万ポンド（約620億円）の恩恵を享受しているが、英国企業の特許権に係る所得に対しては法定税率23%ではなく10%の軽減税率を課している。

なお、優遇対象を知的財産権以外にも拡大したものはイノベーション・ボックスと呼ばれ

58 前田昌孝『企業会計』16年

59 日経13.6.30

ている<sup>60</sup>。

オランダ（知的財産使用料の受取額が世界2位である。）では同制度をロイヤルティ・ボックス制度と呼んでおり、この制度の適用により会社が開発した特許権等について、すべてのコストを資産計上すると共に、当該特許権等から発生する所得（ロイヤルティ等）について10%で課税される。但し、当該課税所得は特許権等の開発に係るコストの4倍相当額を限度とする。

一方、この制度の適用を受けない場合には、特許権等の開発に係るコストは即時に損金算入されるが当該特許権等に関連する全ての所得については通常税率で課税される。アイルランドでは、16年初めから特許権やその他の知的財産からの収入に対しては法人税率の半分、6.25%で課税する特例措置（knowledge development box）を実施するとしている<sup>61</sup>。

#### (7) その他

16年9月、世界的税逃れ対策強化の流れを踏まえ、我が国も米アップルの日本法人「アイチューンズ iTunes」（東京都港区、以下T社と云う。）の音楽や映像の配信サービスに対して約120億円の追徴課税を行った。これはアイルランドのアップル子会社Sに移された利益の一部が、源泉徴収の対象になるソフトウェア使用料と認定されたためである。T社は、ソフトウェアの著作権を保有するアイルランドのアップル子会社S（外国法人）に使用料を支払い、その使用料に対する源泉所得税（20.42%）を我が国に納める必要があった。

国税局の調べによると、T社からSへの使用料名目の支払いはなかったが、一方でT社からアップルジャパン（同じく港区）に別の名目で支払いがあり、アップルジャパンは使用料に相当する額をiPhoneなどの仕入れ価格に上乗せしてシンガポールのアップル関連会社を経由してアイルランド子会社Sに渡していた。国税局は、この上乗せ分（約2年間で600億円）の支払いがアイルランド子会社Sに対する使用料の支払いに該当すると認定し、上記の追徴課税となったものである<sup>62</sup>。

IT企業は大型設備を必要としないことから、現金の使い道が研究開発やM&A、自社株買い等に限られる。米アップルは17年4月末の手元資金は2568億ドル（約28兆円）とiPhoneを初めて発売した10年前から17倍に膨らんだ。手元資金が増えると財務は安定するが、経営の効率性が低下する。このため、アップルは12年以降2000億ドルを超える株主還元を実施し、5月にはティム・クック最高経営責任者が「19年までに還元額を3000億ドルに引上げる。」と発表した。人工知能（AI）関連等50社近くを買収して有利子負債を985億ドルに増やした

---

60 日経 13.1.15、15.8.8

61 Japan Times 15.10.15

62 朝日 16.9.17 日経 16.9.17



が、資金の膨張は止まらず実質無借金（手元資金>有利子負債）のままである<sup>63</sup>。

なお15年末には、イタリア当局から税逃れ疑惑をかけられたアップルが3億1800万ユーロを支払うことで合意している。イタリア当局は、アマゾンも脱税の疑いで捜査している<sup>64</sup>。

## 2 グーグル

ネットワーク効果と云う外部効果をプラットフォームによって内部化する仕組みを有するプラットフォーム企業である米グーグルもバミューダ諸島に設けた会社に資産を移し、アイルランド法人やオランダ法人を駆使して合法的節税（07～09年の3年間で31億ドル）を行っていた。以下は、10年10月21日付のインターネット（Bloomberg 記事）等で公表され、また、12年に英国議会の公聴会にグーグルが召喚された際にも提出されたグーグルの租税回避スキームである<sup>65</sup>。

アイルランドは地理的に米国に近いEUの西端に位置し、12.5%とEU内で最低水準の法人税率やユーロ圏で数少ない英語圏との好立地条件から首都ダブリンには米国からも大企業が集まってくる。ダブリン港に近い一帯は「シリコンドック」と呼ばれ、フェイスブックやグーグルといった米国のシリコンバレーに拠点を持つIT企業が挙って進出している。そんなオフィス街の一角にグーグルの会社が500メートル離れて2社ある<sup>66</sup>。

グーグル本社は米国カリフォルニア州マウンテンビューにあり、会社の正式名は Google Inc. である。本社では主に検索や広告に関するシステムの開発を行っており、これらのシステムに関する知的財産権は本社が有している。米国本社は、図1のアイルランド統括会社 Google Ireland Holdings（以下、S<sub>1</sub>と云う。）とシステムのライセンス契約を締結すると共に、06年にはIRSとの間でS<sub>1</sub>社とのコスト・シェアリング等の取引について事前確認（APA）をしている。

更に、S<sub>1</sub>社は子会社 Google Ireland Ltd.（以下、S<sub>2</sub>と云う。）と当該ライセンスに関して再使用契約（サブライセンス）を締結する。このサブライセンスによりS<sub>2</sub>社はオペレーションセンターを運用して新たなコンテンツを開発し、その広告収入によってグーグルグループの米国外事業収益の殆どを計上している。例えば09年のグーグルグループの米国外事業収益125億ドルの88%がS<sub>2</sub>社で計上された。しかし、この事業収益に対応してほぼ同額のライセンスフィ（ロイヤルティ）を原価として計上するため、S<sub>2</sub>社の税引前利益は高々売上金額の1%未満にしかならない。

---

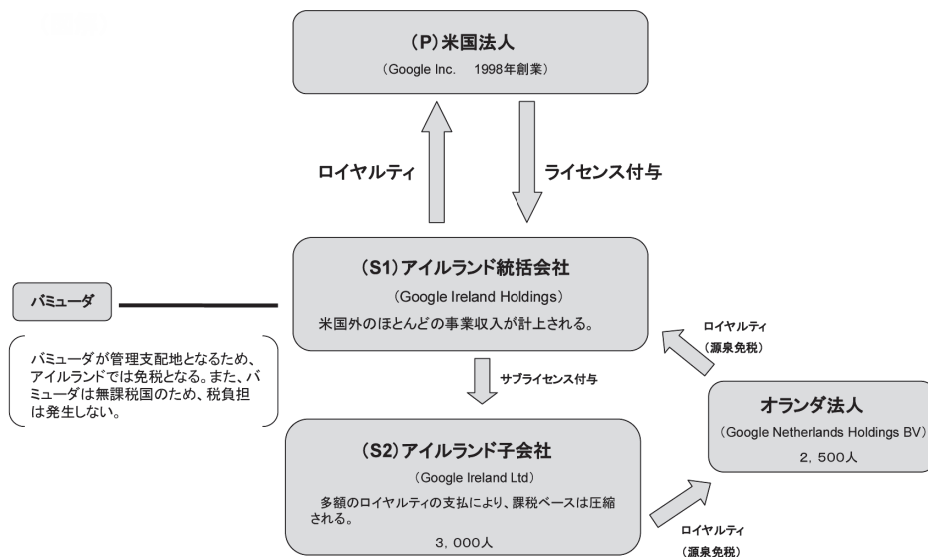
63 日経17.7.2

64 日経16.5.26

65 前田昌孝『企業会計』16年

66 日本経済新聞 13.6.30

図1 グーグルのスキーム



グーグルは、このようにして  $S_2$  社の売上金の過半をライセンス契約に基づき合法的にバミューダの法人に移転しているが、バミューダでは経済振興のための企業誘致策として法人税がないため課税されることはない。

この  $S_2$  社の海外取引にはロイヤルティに対する源泉税の回避のために、 $S_1$  社との間にオランダに設立された持株会社 Google Netherlands Holdings BV (以下、オランダ子会社と云う。) を挟み込んだダッチサンドスキームを採用している。

$S_2$  は、ダブリンの中心にある本店で約 3000 人の従業員を雇用し、グーグルの海外営業の 88% を担っている。 $S_2$  は  $S_1$  社からのサブライセンスに対してロイヤルティを支払うが、ロイヤルティに対するアイルランドの源泉税を回避するため、ロイヤルティはバミューダの管理会社に直接支払わず、迂回して一旦オランダ子会社に支払う。

オランダ法人は、オランダの信託事務所に登記があるだけで従業員もいないというトンネル会社であり、課税上のメリットを享受するためにオランダ中央銀行が特別に用意した特殊な会社である。すなわち、この会社を経由する海外向けの支払い (資金移動) には EU 域内での租税条約等により源泉税が免除され無税扱いとなる。

すなわち  $S_2$  社からバミューダ ( $S_1$ ) に直接ロイヤルティを支払うとアイルランドから多額の源泉税が徴収されることになるが、 $S_2$  社からオランダ子会社へのロイヤルティの支払いにはアイルランドとオランダ間の租税条約を利用すれば源泉税が徴収されないためである。

オランダ子会社は  $S_2$  から無税で受け取る事業収益とロイヤルティをバミューダにある管

理会社 (S<sub>1</sub>) へ送金する。オランダ子会社も S<sub>1</sub> への多額のロイヤルティの支払いにより課税標準を減少させる。オランダ当局からみるとオランダは法形式をそのまま受け入れるので S<sub>1</sub> はアイルランド法人にみえる。オランダは元々ロイヤルティについての源泉課税が非常に緩い国であり、オランダ子会社から S<sub>1</sub> 社へのロイヤルティの支払いについてオランダでも源泉税が免除される。

法律上は S<sub>1</sub> 社がアイルランドで設立登記された法人であることから米国ではアイルランド法人と見做される。しかし S<sub>1</sub> 社の登記上の住所には弁護士事務所はあるものの、実際の管理支配はバミューダの管理会社が行っているためアイルランドの税法ではアイルランド法人としては取り扱われず (非居住法人)、逆にバミューダ法人のアイルランド支店 (PE) と見做される。アイルランドからすると「管理している外国で課税して」ということでその国外所得にはアイルランドの法人税は課税されない。なお、S<sub>2</sub> 社は S<sub>1</sub> 社と違ってアイルランドの税法上もアイルランド法人として扱われる<sup>67</sup>。

16年5月24日早朝、パリ市内の米グーグル支店に仏捜査当局の約100人の捜査官が脱税とマネロンの容疑で家宅捜索に入った。仏税務当局は14年3月に、法人税率12.5%と欧州最低水準のアイルランドに欧州の本社機能を置き複雑な税務対策により課税を不正に回避した疑いがあるとして、グーグルに対して16億ユーロ(約2000億円)の追徴課税を命じたが同社は応じていない。仏捜査当局による今回の捜索は税務当局とグーグルの追徴課税の交渉が不調に終わったことを受けて行われたとみられる。

グーグルのこうした行為を仏や英国当局はその国で大きな利益を生み出しているにも拘らず、税率の低い別の国に納税拠点を移しているのは適当でないと批判していた。欧州の当局から捜査の対象にされる米企業は相次いでおり、税の分野だけでなく個人情報や競争法にも広がっている。

これに対し、グーグルも対応に着手し、英国の場合13年には約2000万ポンド(約32億円)しか納税していなかった(米国以外の13年の実質的な税率は8.6%である。)が、16年1月下旬には英税務当局である歳入関税庁と05年以降の法人税の滞納分として1億3000万ポンド(約210億円)を追加納税することで合意した。今後は従来より高い税率で法人税を納める方針を明らかにした。

また米フェイスブックも16年3月4日、英国での法人税納付を拡大する方針を明らかにした。広告主である英国の大企業からの収入を従来は海外事業の本社機能を置くアイルランド法人の収入として認識してきたが、4月以降は英国の大手企業に対して広告費等の請求書を送る方法を、従来のアイルランド法人からの送付を英国法人から送付する方式に変更し

---

67 日経13.6.30、深見浩一郎(2015) pp.150~155、前田昌孝『企業会計』16年

て、英国法人の収入として会計処理するとしている。なお今回の変更は過去の納税分には適用しない方針である。

フェイスブックの14年の英国での法人税（税率は20%）の納付額は4327ポンド（約70万円）と極めて少額にとどまり、租税回避への批判が強まっていた<sup>68</sup>。

### 3 スターバックス

英国では、下院が12年11月12日、公聴会で米国多国籍企業のスターバックス、アマゾン、グーグルの一応合法的とされているATPを追求し、これらの証言を通じてそのATPスキームを開示した。

公聴会により、スターバックス社がスイス関連法人からの仕入や、オランダ関連法人へのロイヤルティの支払を通じて、海外の低税率国への利益移転によって英国法人の利益を圧縮していることが明らかになると、デモや消費者の不買運動へと発展し、マスコミも一般市民の怒りの声を伝え、巨額の利益を得ている源泉地国にほとんど税を支払わないことが合法的であるとする税法、租税条約や税務行政に対する不信感も醸成された。

消費者等からの反発が強まったこともあって英国議会はスターバックス社幹部を喚問し、その結果スターバックスの英国法人は13年から2年間にわたり2000万ポンド（約30億円）の法人税を「法の求めを超えて」自主的に納付することになった<sup>69</sup>。

米国の大手コーヒー店チェーンのスターバックスは1998年に英国に進出し、12年当時英国国内で700店舗以上を直接運営し、また、ライセンス契約を通じて英国及びアイルランドの200店舗の運営に間接的に関与していた。それ以来14年間に約30億ポンド（4200億円）の売上げがあったが、英国で利益を計上したのは06年の1年のみで、支払った法人税は860万ポンド（約12億円）に止まった。売上高では31%の市場占有率を有しながら、英国の営業についてはほぼ毎年のように損失を出していた。

このスタバのスキームは、英国の販売子会社がローザンヌのスイス子会社からオランダ子会社を経由してコーヒー豆を輸入することにより、企業全体の税負担が効率的（Tax efficient）になるように仕組んだサプライチェーン・マネジメントと呼ばれているものである。

具体的には、グループのスイス子会社（Swiss Trading Company）をトレーディング・カンパニーとすることによって、スイスの子会社はガーナとかブラジルというスイス国外で生産されたコーヒー豆を買入れ、それをスイス国外の顧客に販売するという形式になるため、スイスの州レベルの国際取引商品に係る優遇税制（税率5%）の適用を受けることが可能とな

---

68 日経 16.3.5、5.25

69 日経 16.4.25、17.3.20、『税務弘報』13年10月号 p.118

る。その結果、同社グループの実効税率の引下げが可能になる。

また、コーヒー製法の知的財産権やスタバの商標権<sup>ブランド</sup>という無形資産を米国親会社からオランダの子会社（欧州統括会社）に移転し、当該オランダの子会社と英国子会社がライセンス契約を締結することによって、英国スタバ店の売上に対して英国の課税所得を圧縮することになる割高なロイヤルティ（知的財産に対し4.7%〈最近まで6%〉）を当該統括会社に支払う。また、オランダの子会社で得たロイヤルティの半分は歴史的に開発されていたブランド等の対価として米国親会社に支払われる。なお、オランダの子会社はオランダの税務当局に個別ルーリングの申請をして当該受取使用料には低税率で課税することを当局と合意しており、その結果英国よりも法人税率が低くなり同社グループの実効税率の引下げに貢献する。

スターバックスが英国での課税所得を低減できたのは、移転価格と呼ばれるグループ企業間の取引価格を操作することによって税率の低いスイスやオランダに所得を移転したため、それによって企業全体としての納税額を抑えてきた。

すなわちオランダ子会社（製造会社）がコーヒー豆を20%マークアップされた割高な価格によりスイス子会社から仕入れ、焙煎して各国の販売店に卸している。なお実際のコーヒー豆は物理的にはスイスを経由することなく、原産地国からオランダに輸入されオランダの焙煎工場で焙煎され、英国のスタバに輸出される。当該英国法人への販売に際しては更にマークアップするため英国法人は多額の材料費を支払うことになり結果として法人税率の高い英国での利益が圧縮される。

更に、英国子会社の資金を米グーグルからのインターカンパニー・ローンで調達しその利息（利率はLIBOR + 4%）を米国に支払うことによっても英国での所得を圧縮している。

14年11月14日、EUの欧州委員会はオランダ当局が米スターバックスに事実上の税制優遇をしたことはEU競争法に違反する国家の補助金に該当するとの暫定判断を公表した。その中で、オランダの製造子会社がグループ会社に支払う技術料やロイヤルティの金額について通常は売上高や利益が増えるとロイヤルティも増えるが、オランダ子会社ではそうならないと指摘した。そこで欧州委は税引前利益が当局と合意した水準に収まるようロイヤルティを毎年調整していた可能性を示唆したが、これに対しオランダ当局は国際指針に沿って課税しており合法だと反論している<sup>70</sup>。

その後スターバックスは、英国法人のサイトに「TAX Q&A」のページを設置し、「15年に英国法人は3400万ポンドの利益があり、810万ポンドの法人税を支払った。」等の説明をしている<sup>71</sup>。

70 日経13.1.10、14.11.24、15.9.1、本庄資『税大ジャーナル』13年5月 p29

71 日経17.3.20

#### 第4章 定式配賦法

国際間での課税問題のうち、①居住地国課税主義 (resident principle of taxation) に基づく親会社での全世界所得課税 (worldwide income taxation) と、②源泉地国課税主義 (source principle of taxation) に基づく子会社における源泉地課税との二重課税問題については、例えば、子会社からの配当に対しては事業活動の現地 (源泉地) での成果であるから源泉地で課税されても本社の所在地国では課税はしないという領土主義課税方式による二重課税排除措置が採られている。

多国籍企業の関連事業者間における所得配分の問題については、親子会社間の移転価格のみならず、本支店間取引にも適用されてきた独立企業間基準 (Arm's Length Standard、独立会計 <Separate Accounting> と同義故に以下、SA と云う。) が、長い間その執行の困難さに直面してきた。

一方、SA に拮抗するものとして各企業の貢献要素に基づいて合計所得を配分する定式配賦法 (Apportionment Formula : 以下、適宜 AF と云う。) というのが古くからある。

AF を考察するに際して基本となる理論として「応益負担説」があるが、これは国家から供与される便益に応じて国家経費 (税) を分担するというもので、自らの地位確保、共同防衛のために、新興ブルジョワジー (bourgeoisie) が共同して国家の経費を負担するという資本主義 (Pierre Leroux <1797-1871> や Louis Blanc <1811-1882> が、1850 年前後に初めて使用した用語である。) の形成期に現れた思想に基づいている<sup>72</sup>。

「資本主義」の概念が広まったのは 20 世紀初頭であるが、それ以前に、例えば 19 世紀前半の産業革命を起点とする近代的工業発展が大きく前進し、実に 19 世紀末は第二次産業革命の時代とも言われ、電気モーターの発明による機械製工業の中小経営への進出、企業規模の拡大による株式会社及び金融機関の増大などが生じ、それに伴って農村から都市への急激な人口流入、及び、農村人口と都市人口の比率の逆転、工業立地の郊外への移転、鉄道網の整備等が見られた。

第一次世界大戦の終了と共に高度資本主義が終わり、資本主義の綻びが目立つようになると、社会政策的視点から累進課税等により、生活に余裕のある者には通常の負担率より大きい割合で国家の経費を分担させつつ、低所得層に対しては最低生活費免税により、最小の負担を求めざるを得なくなった。これが個々人の支払い能力 (ability to pay) に応じた負担を求める「応能説」 (faculty theory) である。

資本主義国家の政府の役割増大による経費の膨張は、政府サービスの帰着 (incidence) を特定の階級、個人に帰着させることを不可能にする。

---

72 宮入興一編 (2006) pp.22 ~ 23

ジェヴォンズ (W. S. Jevons <1835-1882>) らの 1870 年代に始まる限界革命によって、高所得部分の限界効用は相対的にみて低いので、累進課税でも経済活動を阻害することは少ないという累進税率容認論も主張されるようになった。

現実には応益負担説と応能負担説の両説は事案に応じて使い分けられているが、最近、租税は公共財の反対給付・価格であるとの想定の下での、小さな政府に向けて応能説が力を増してきている。なぜなら、受益者負担原則を突き詰めれば、貧困者に向けた公共サービスは貧困な家庭がより多く負担すべきという、到底受け入れられない結論になるからである<sup>73</sup>。

### 1. 独立企業間基準

SA は、多国籍企業の子会社等をそれぞれ分離・独立した事業体としてとらえる分離企業理論 (separate entity theory) に基づく考え方であり、企業グループが経済的に結合しているか否かに関わりなく、個別の事業体を一つの納税義務者として取扱うものである。従って、政府は企業内取引 (intercompany transaction, intra-firm trade) を、同様の状況下における同様の財貨・サービスを独立の企業間 (非関連者間) で交渉された取引 (arm's length transaction, third party transaction, market transaction) の結果に適合するように調整することによって、当該事業体の真の課税所得を計算することになる。この方法は、現在では移転価格税制に関する国際租税原則になっている。

SA は租税負担の公平性・平等性を確保するために、関連企業間の取引を独立企業間価格 (Arm's Length Price) に引き直して課税する制度であるが、しかし現実的には、①課税当局が比準 (比較) すべき独立企業間取引を探索しても比準に適した独立企業間取引を発見できないことも多く、又、②高度に組織化され統合された企業にあっては、規模の利益や取引費用の節減により通常よりも高い収益率を享受できることが多いこと、更に、③特許権や商標権等の無形資産 (intangibles) に関しては、個々の財の特性に大いなる差異がありその価値評価も容易ではなく、かつ、外部市場において比準すべきものがないことが多い、等の問題点が多々ある<sup>74</sup>。

我が国は、移転価格税制においては OECD のガイドラインに沿って SA (措 § 66 の 4) を採用しているが、従来、関係企業間の取引において独立企業間で行われる価格とは違った価格設定をした場合には、その差額は寄附金の損金不算入規定 (法 § 37) を適用して課税関係を整理してきた例が多い。

ところが昭和 61 年移転価格税制 (措 § 66 の 4 ①：法人の国際取引に限定) の導入によ

73 堂目卓生ほか (2012) pp.106-123

74 中里実ほか (2011) 『租税法概説』 pp.294 ~ 302

り、国外関連者との取引が二分され、移転価格税制の適用対象取引とならない取引で、国外関連者に所得が移転している所得については従来どおり寄附金課税によるため、同じ国際間の所得の移転であるにもかかわらず損金算入限度額の分だけ寄附金課税のほうが有利になった。そこで、平成3年には「国外関連者に対する寄附金の全額損金不算入」(措 §66 の4 ③)の制度が導入されている<sup>75</sup>。

## 2. 定式配賦法

AFは、一企業体(enterprise)の全ての関連会社(all the related affiliates)は法的には別の経済主体であるにも拘らず、親会社からみるとこれらの子会社等の関連会社は自己のグローバルネットワークの一部にすぎないと云う企業理論(unitary entity theory)に基づき、全ての関連会社を一つの事業体(a unitary business)と見做すとともに、その全世界所得を、売上高、支払給与、及び、資産・資本といった一定の要素(factor)に基づく定式(通常加重平均によるシェア)によって関係する各国に配分し(AF、or、worldwide combined reporting)、それにより租税収入を算定する方式である。但し、収益配分のための定式について各国が合意することは事実上極めて困難であることから、現在のところは、上に述べたようにSAを用いる方式が我が国をはじめ国際的に広く用いられている。

なお、米国内国歳入法典(Internal Revenue Code: IRC) §482(旧 §45)には、同一の持分者によって直接・間接的に所有・支配されている2以上の組織、営業、又は、事業において、財務長官が脱税防止又はこれらの組織等の所得を把握するに必要であると判断する場合には、これらの組織等の間で総所得、所得控除、税額控除、又は、減免を分配、割当、又は、配分することができるとしてAFを規定している<sup>76</sup>。

IRC §482の歴史は、1917年にまで遡るが、第一次世界大戦以前においては国家間における二重課税問題は殆ど生じていなかったし、また、所得配分の問題に関しても各州政府間の国内問題として議論されており国際問題には未だなっていなかった<sup>77</sup>。

## 3. 比較検討

1921年に国際連盟の財政委員会において支店の事業所得の算定に係る国際的規準として、SAとAF按分法(fraction method: AFに同じ)のどちらを採用すべきかに関して議論が戦

---

75 遠藤克博『税務大学校論叢』33号、平成11年6月30日p 180

76 IRC §482...the Secretary may distribute, apportion, or allocate gross income, deductions, credits, or allowances between or among such organizations, trades, or businesses, if he determines that such distribution, apportionment, or allocation is necessary in order to prevent evasion of taxes or clearly to reflect the income of any of such organizations, trades, or businesses.

77 望月文夫(2007) pp.19 ~ 35



わされた。それ以降の国際連盟や第二次世界大戦後の OECD における議論を引き継いで、1960年代後半からは OECD で AF について議論はしてきたが結局、1977年に結実した模範租税条約 § 9でも明らかなように、AFは恣意的 (arbitrary) であり、SAの基準を満たし得ないとして排除し、最終的に SA を採用して、それに基づく移転価格税制 (transfer pricing legislation) を推進してきている。残念ながら AF は国際課税の分野では、これまでほとんど実践上は採用されて来ていない。

Thomas S. Adams 教授 (当時国際連盟財政委員会の米国代表) は 1932 年の「配分対配賦」(Allocation versus Apportionment) と題する講演の中で、「SA と AF には、それほど大きな違いはない。というのは、SA においても多くの費用と一定の収益については、一定の基準により割当てているからである。この割当てという作業は、一種の AF である。しかし、より重要なことは、SA を用いると外国の課税管轄での機能が関係しなくなる、ということである。AF を用いると全所得を用いることから、外国での所得も合算の対象となる。AF はこの点が弱点となる。」としている<sup>78</sup>。

AF は利益分析 (income-based approach) であることから一般に公正妥当と認められる企業会計基準には勿論準拠していないが、一方、AF に対するアンチテーゼ (antithesis) として登場した SA は取引分析 (transactions-based approach) であることから、現在の国際会計慣行に準拠している。以下、AF の得失について考察する。

AF は、①多国籍企業による脱税や租税回避 (SA は相対的に見て脱税や租税回避を行い易いことから、継続的に抜け穴を塞ぐ < plug loopholes > ための税制改正が必要になる。) を抑制することができ、②その結果、税収増 (SA は全体的に見て税収減になり易い。) が期待でき、かつ、③最貧国が受け取る多国籍企業の地代シェアが高まる、等のメリットが考えられる。

更に、グローバル化する経済の下では、①所得の単一の源泉などいうものは存在せず、多国籍企業の各単位にとっての SA の適用は不可能に近いこと、②多国籍企業をその設立地に基づいて「内国」とか「外国」に区分することは意味を失ってきていること、等の理由から、多国籍企業の課税システムとしては AF がより適切であるとの見解もある。

一方、AF のデメリットとしては、①国際的にまだ受け入れられていないこと、②多国籍企業を二重課税にさらすことになる可能性があること、③多国籍企業と税務当局の事務量 (compliance cost) が増大すること、及び、④一事業体 (a unitary business) の定義が恣意的になりがちで矛盾のない規定 (特に要素及びそのウエイトの確定) が困難であること、⑤資産等の所在と所得の発生との間には合理的な関係が必ずしも在るとはいえない (over

---

78 望月文夫 (2007) p.81

inclusion になる恐れがある。) こと、等が考えられる。

例えば、按分の要素として資本を用いる場合、労働集約型企業（小売業）より資本集約型企業（製造業）に対してより税が重くなりがちである。いずれにせよ、配賦方式のゼロサムゲーム的側面が、国際的議論を引き起こすとともに、各国の税収増を目指す税制によって絶え間なく二重課税の状態が生ずることになるかも知れない<sup>79</sup>。

AF は、上述したように関連者が獲得した利益を一旦合算した上、事前に決められた定式に基づいて分割して各関連者の課税所得を決定するというものであり、現在でも、例えば、米国やスイスの一部の州税の決定等で用いられている方式である。

しかし、国際課税のレベルでは、①異なる国家間で事前に所得を分割するための一定の定式に同意することは極めて困難又は不可能であること、②仮に同意が成立したとしても、定式が詳細かつ明確に決定されない可能性によって、二重課税が発生する可能性を排除できないこと、等の理由により、より簡単で明瞭な SA の確立とともに、徐々に顧みられなくなっていた。

ところが、昨今の SA に対する疑問の高まりに呼応して、一部の専門家の間では改めて AF を検討する動きも出てきている<sup>80</sup>。

例えば、EU の欧州委員会（European Commission）が 11 年 3 月 16 日に提案した「共通連結法人税課税ベース（Common Consolidated Corporate Tax Base : CCCTB）」指令案には、加盟国に対する課税ベースの共通化と連結納税の導入の提案と共に、SA を用いる移転価格税制を廃止して、当該連結課税ベースを、資産・人件費・売上高による AF に基づいて加盟国の各構成企業に配賦する案が含まれていた。しかし、当時英国とアイルランドが財政上の主権が脅かされる等の理由で反対し、法律としては日の目を見なかった。

なお、望月氏によると Musgrave は、1972 年の論文「国際間の課税ベースの分割と多国籍企業」の中で、課税ベースの分割には、SA よりも AF のほうがより好ましいとして、独自の理論に基づき、次のような定式を提案している<sup>81</sup>。

① 便益上の定式 (benefit formula)

利益は付加価値を用いる代わりとして生産のために供給された公共事業 (public service) に従って配分される。

② 要素所在地定式 (factor location formula)

利益は異なった収益率の代わりに調整後固定資本 (fixed capital) の所在地に配分され

---

79 Eden, Lorraine (1998) pp.563-565、水野忠恒ほか (2005) p.88

80 森信夫ほか (2014) p.5

81 望月文夫 (2007) pp.322 ~ 323、Musgrave, Peggy B. (1972) "International Tax Base Division and the Multinational Corporation" Public Finance, Vol.27, pp.394-413

る。

### ③利益源泉アプローチ (origin of profits approach)

利益の一部は利益源泉の供給側の要素を反映するものとして付加価値が生じた場所に配分され、また、別の一部は需要側を反映したものとして売上に従って配分される。

## 4 実例

### 1. 米国

以下、望月文夫教授の「日米移転価格税制の制度と適用」(p.23 以下)に沿いながら AF の沿革等を概観してみる。

米国において AF は、19 世紀後半以降から多州間に跨る事業に対する財産税の課税に関し、Unitary Tax (以下 UT と云う。)として採用されてきたものであり、その後現在に至るまで、各州の法人所得税等にも幅広く適用されている。

AF の基本的考え方は、その享受した便益の割合に応じて税 (コスト) を負担するという考え方、すなわち応益負担説 (利益説とも云う。)である。企業は事業活動を行っている以上、政府によって整備された事業環境 (警察、消防、防災、インフラ供給、道路・港湾、公共施設、人材による熟練工等) を利用して利益を得ており、かつ、その事業活動の規模が大きいく程、行政サービスの便益 (恩恵) もより多く享受していると考えられる。従って、この説に立つ限り多国籍企業が特許権等の無形資産を TH 等に移転したとしても移転先の国には企業による実際の事業が行われていない場合には、所得の配分を受ける根拠は存在しないことになる。

1910 年代から米国租税委員会 (National Tax Association) が中心となって UT における定式配賦方式が議論された。UT は、複数の州にまたがって業務を行っている法人に対して、第一段階としてある特定の州に関わりの強い所得 (事業所得) についてはその州に帰属させた (apportionment) 上で、第二段階としてその他の残余の所得 (非事業所得) をその他の州に所在 (situs) する事業所・工場等 (taxable nexus) の資産額、売上高、及び、支払給与額の 3 要素 (外形標準) が全体に占める割合 (平均値) でその他の各州へ按分 (allocation) し、各州の法人税法 (法人所得税又は法人営業税) により課税する方式である。

UT は親子会社の決算を一体とする連結決算 (consolidated accounting) と類似する面が多いが、UT では機能的に統合されたビジネスであって全体が一つの経済的単位として営業されているものを unitary business (UB と云う。)とし、具体的には親会社の子会社に対する支配権を、①所有の単一性 (unity of ownership : 株式の 50% 超を所有)、②事業活動の単一性 (unity of operation : 中央における購買、広告宣伝、会計、及び、経営の決定)、及び、③使用の単一性 (unity of use : 中央の幹部職員、及び、一般的事務活動組織の使用) という三つの

基準を用いる。

UTは連結決算よりも狭い範囲に限られるということ、並びに、連結決算では親会社に子会社の決算を連結するのに対し、UTでは米国内にある子会社に米国外の親会社を合算するという逆の場合もあるという点で異なっている。

各州の税法によって区々ではあるが、一応、連邦の連結納税申告を基礎としてUTの計算をする州が多い。従って、これらの州では連結納税委の賦課がUTの出発点になる。

UBの起源は1870年代に米国の鉄道会社に対する州税としての財産税(property tax)の課税において用いられた「ユニット・ルール」に遡るといわれている。これは鉄道の軌道や電信網について全体の長さに対する当該州の長さを基準として課税するというルールであった。

ユニット・ルールはその後、資本税(capital stock tax)に適用され、更に、製造業や販売業を営む企業の所得に対する課税方法として適用範囲を拡大していった。

我が国からキックマンが進出しているウィスコンシン州において1911年に米国で最初の近代的な法人所得税が導入された。同州は無形資産に対する財産税を廃止する代わりに法人所得税を導入した。法人所得税は純所得(net income)を課税標準とする課税であるが、各州による名称は統一されている訳ではなく、カリフォルニア州においては営業税(franchise tax)と呼ぶ一方、ニューヨーク州では所得税(income tax)と呼んでいる。

カリフォルニア州の税務当局は内国法人の合算申告制度の範囲を、1950年代から米国の多国籍企業の、また、1970年代からは外国の多国籍企業の、それぞれ国際的なユニタリービジネスにまで拡大して適用することとした。

具体的には、例えば、カリフォルニア州にIBMの一つの系列会社(affiliate)が設置されていれば、IBMのすべての関連会社が一つの事業体と見做され、IBMの全世界所得がカリフォルニア州政府によって課税される。

その際、定式配賦方式が用いられる。そこでは、特定の配賦要素(売上高、支払給与、資産: three-factor formula)のIBMの全世界総計に占めるカリフォルニア州にあるIBMの加重平均されたシェア(%)に全世界所得を乗じたものが、カリフォルニア州にあるIBM社の州法人税額の計算の基礎となる課税所得額になる<sup>82</sup>。

1968年の米国財務省規則改定で、IRC § 482が国際間の企業内取引に適用されるようになって間もなく、移転価格税制の理論的基礎としてAFとSAのいずれを採用すべきかの議論が提起された。

---

82 Eden, Lorraine (1998) pp. 313

1986年にラングベイン氏 (Stanley I. Langbein) の「定式分配方式と独立企業原則の神話」<sup>83</sup>が公表されてから、米国ではAFを採用すべきであるとの議論が高まり、1990年代以降更にこの意見は強くなり現在に及んでいる。

我が国ではこれまでAFの移転価格税制への適用可能性についてはあまり多くは論じられていないが、「世界共通の税制・税率が実現されない限り、ユニタリーな課税よりもSAが望ましい。」とする意見もある。

AFの最も典型的な方式は、マサチューセッツ方式と呼ばれるものであり、それは関連する企業の利益を合算し、これを有形資産、人件費、売上高の3要素に均等に加重して、これらの合計比率に基づいて利益を配分する方法である。この課税方式は、米連邦最高裁の1986年6月27日判決 (コンテナ社事件) により合憲とされており、米国の州税では広く採用されている。しかし、外国法人にまで適用すると、二重課税を防止する方策が講じられていないので問題があり、延いては、海外からの投資を阻害する要因になるとの批判もある。

なおAFは上述したようにIRC § 482 (その前身である § 45 を含む。) に規定されているが、一方SAのOECD型は日本の租税特別措置法 § 66 の4、英国のスケジュール 28 A A、ドイツの国際取引税法 § 1、等に規定されている。

## 2 我が国

定式配賦法は、我が国でも国税や法人住民税・事業税等の地方税など色々な分野で実際に使われている。

法人税法施行令 § 176 ①四では、国際運送業については収入金額等を基準とするAFが規定されている。これは、外国法人の所得の全体を把握した上で、その中で国内源泉所得に相当する部分を取り出すという考え方で、外国法人の所得を国内源泉所得と国外源泉所得とに配分するものである<sup>84</sup>。

外国法人が日本国内に支店等の恒久的施設 (Permanent Establishment: 以下、PEと云う。) を設けて事業活動を行う場合、通常、日本国内及び国外の双方に亘って事業活動を行っているが、このような事例における当該外国法人の国内源泉所得の範囲を決めるためのルールが法人税法施行令 § 176 である。

なお、同条①二では、棚卸資産の製造・販売についての独立企業間基準が採用されている。これは、外国法人の国内にあるPEをあたかも独立の国内法人 (企業) であるかのよう

---

83 Langbein, Stanley I. (1986), "The Unitary Method and The Myth of Arm's Length", Tax Note, February 17, Vol.30, pp 625-681.

84 中里実ほか (2011) 『租税法概説』 pp. 271 ~ 273

に見立てて、PEが独立の企業であったとしたら得たであろう所得を国内源泉所得とする考え方である。

地方消費税は地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて創設されたもので、平成9年4月1日から施行されている。

この税は、国によって徴収されるが、現在の消費税率8%のうちの地方分は1.7%ポイント分である(地§72の83)。都道府県別の配分額は、地方消費税額に相当する額について、指定統計である商業統計の「小売年間販売額」その他の消費に関連した基準(75%)、人口(17.5%)、従業者数(7.5%)によって、都道府県間に配分する(地§72の114)。そして更に都道府県と市町村との間で2分の1ずつに配分される。

しかし、この方式に疑問を投げかけるものとして、①ネット通販の普及がある。統計上の売上高は消費地ではなく通販会社の本社所在地に計上され、統計に基づくネット通販の有力事業者がいる自治体に税収が集中することになってしまう。また、②インバウンド消費の急増も問題を複雑にする。土産物等の免税品は消費税がかからないが、商業統計上は免税品の売上も計上され販売額が多い都市部に消費税が手厚く配賦されることになる。③他に越県消費の問題もある。すなわち、A県で購入しB県内で消費した場合に、実際の消費地はB県であるにも拘らずA県の売上に計上されてしまう。

17年6月1日から国税庁による酒の安売り規制強化が始まり、それに基づきビールを1割値上げしたあるスーパーでは6月の売上が前年を1割下回るなど、官製値上げの影響が出た。安売り規制の強化で国税庁は、仕入れ値に販管費を加えた「総販売原価」を下回る水準で販売を続けた小売店の酒販免許を取り消せることにした。従来、小売り側が十分に反映しなかった人件費等の販管費を価格に転嫁したことが値上がりを招くことになった<sup>85</sup>。

ここで問題なのは、小売り側は販管費を店毎に管理することが多いのに対し、国税庁の示した基準では、売上高や売場面積に対し、酒類販売が占める比率等に応じて合理的に販管費を計算するよう求めた。しかし、酒類だけの販管費を算出する明確な計算式はなく、小売り側の解釈の仕方によって値付が変わるのが現状である。このような問題点も国際課税におけるAFの定式を決定する際には、多いに参考になるであろう。

ふるさと納税の提唱者西川一誠福井県知事は、最近コンビニエンスストアのロイヤルティ(経営指導料)の地方移転を新たに提唱している。1970年代から普及してきたコンビニは今や10兆円産業と云われる業績を上げている。出店の実態を調べるとほとんどがフランチャイズ方式による加盟店である。東京の本社から、商標、ノウハウ等の提供を受けて営業し、ロイヤルティを支払う方式である。会計上その負担分は経費として加盟店の売上から控除さ

---

85 日経17.6.28、7.2

れ、本社収入として納税される。一般の小売店ならば地元で事業税として納めるが、加盟店方式では経営指導料分が東京に納税されてしまう。福井県でも毎年数億円規模の影響があるとしている。

そこで提案として、地方の各加盟店から運営本社が受け取るロイヤルティ分の事業税を本来の各地方に振分けて納税してはどうか。本社は、ロイヤルティ収入を課税所得から除いて経理すれば、チェーン全体の税負担額は全く変わらない。コンビニ本社のロイヤルティ収入には根拠はあるが、そもそもの源泉は店舗がある地方の住民の消費から生まれたものである。税を地方に正しく配分しなおすことも、新たな地域貢献の形となるのではないかとしている<sup>86</sup>。

### 3 ブラジル

1997年にブラジルは、自国の課税権を適切に確保しつつ、かつ、国際間の取引から生じる所得を如何に配分するかについて、原則「最低利益率」(minimum profit margin)として15%～30%の売上総利益率を計上しなければならないと税法に規定した。これに対しては自国の課税権確保のための独自のミニマム税的規則であるとして厳しい批判が出ている。

一国の課税権だけを確保するためのミニマム税(最低限課税)方式については問題があるが、国際間の所得の適切な配分という観点があれば案外この方式は国際課税の新ルールを考察する上で役に立つものと思われる。

## 第5章 国際協調システム

08年9月のリーマン・ショック後の12年頃から、欧州各国では政府債務(借金)危機を受け財政は急速に悪化すると共に、所得格差が拡大していった。低成長が続き税収が増えない上に社会保障等を中心に歳出は減らない。更に法人税引下げ競争が先行する欧州各国の法人税率は13年に平均20%まで下がり、上昇傾向の間接税(付加価値税)率の平均と並んだ。一方一般市民が負担する個人所得税率は30%台と高止まりしたままである。庶民の負担が増しているのに税逃れ企業を放置するのなどの不満が世に蔓延した。このような背景の下で、多国籍企業の過度な節税への反発が一層強まって来ているが、国毎の対応策には限界がある。今後は各国が国際的に協調して租税逃れの防止策を実施していかなければならない<sup>87</sup>。

なおMNEの租税回避による税収減は、世界で年間1000億～2400億ドル(12兆～29兆円)とOECDでは試算し、また、EUの欧州委はEU域内で年間500億～700億ユーロと推

---

86 日経17.8.17

87 朝日14.9.17

計している。このように大規模な多国籍企業に多額の税逃れの余地を与えている原因は、加盟国が異なる税率や優遇措置など複雑に絡み合った課税ルールを有していることにあるとみている。

13年6月17～18日に北アイルランドのロック・アーン（Lough Erne）で開催された第39回のG8サミットでは、3T（trade, tax, transparency）を主要テーマとして意見交換がなされたが、特に租税回避への対応が主要議題となり、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源侵食と利益移転）についてはOECDの取組を政治的に後押しすることやマネロン対策ではFATFの勧告を実施すること等が議論され、多国籍企業や富裕層による税逃れを封じるため主要国が連携を強化することで合意した<sup>88</sup>。

13年6月25・26日には、OECD租税委員会（1971年設立）は、グローバル企業による行き過ぎた租税回避に対する対応策について、15項目の行動（Action）からなる包括的行動計画を公表し、同年7月19日「BEPS対応行動計画」（Action Plan on BEPS）としてG20財務相・中銀総裁会議（米国主導で1999年に創設。）に提出した。

13年9月5・6日開催のサンクトペテルブルクG20サミットでBEPSに対する全面的支持を得て、OECD加盟国及び非加盟国のG20メンバー8ヶ国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）が同等の立場で参加するというグローバルな協調の下、政治的にコミットメントしたタイムラインに従い、国際的な経済活動に関する課税ルールであるBEPSプロジェクトを展開していくことになった<sup>89</sup>。

BEPSは大部分が違法な行為ではなく、各国の税制の違いの中で合法的な行為により法人税等の負担を少なくする税法上のループホールに由来する問題である。従って、各国が独自に国内法や租税条約を見直すことは却って国際的な課税戦争や二重課税を多発させ、事態をより深刻化する恐れさえある<sup>90</sup>。

## I BEPS

OECDの租税委員会では、アップル等の多国籍企業による税源の侵食と納税の回避を狙った人為的な利益移転（BEPS）に対処するとともに、各国企業の競争条件の確保を目指して国際協調体制を構築するために、12年6月からBEPSプロジェクトの検討を開始した。

15年10月5日に各国が取組むべき具体的な指針、課題を提示した行動計画の「最終報告書」が公表された。当該行動計画は、①国際的な企業活動と国内課税ルールとの整合性（coherence）の確保、②企業行動の実態（substance）に即した課税ルールの再構築、③透明

---

88 朝日 14.1.24

89 水野忠恒編（2016）p.251

90 『税務弘法』13年10月号 pp.118-119、本庄資『税務弘報』2013年11月号



性 (transparency)、予測可能性がある国際課税ルール の策定、等の3つに大きく区分されている。

上記最終報告書は15年10月8日の中国やインドも含むG20財務相・中銀総裁会議(ペルーのリマにて開催)に提出され、MNEが税率の低い国に利益を移転すること等を禁止し、企業が実際に活動する場所で納税すべきである等の内容を国際課税の新ルールとして認め、同年11月15日から16日にトルコのアンタルヤで開催されたG20首脳会議で最終合意した。このことは、税の分野での国際協力を果たした歴史的な転換点と評価されている。

16年9月4～5日、中国杭州で開催されたG20サミットではBEPSの行動計画の拘束力に関して次のカテゴリーに分けられた。すなわち、①順守を要請する(minimum standard)行動—5, 6, 13, 14—, ②順守を推奨する行動—7～10—, ③共通の方向性(common approach)を確認した行動—2, 4—, ④各国の制度改正の参考にする(拘束力なし:モジュラー型、best practice)行動—3, 12—, ⑤今後の課題とする行動—1, 11, 15—, 等の区分であるが、今後各国が各行動に対して国内法化を進めていく際の対応スピードを見るときにこのウエイト付けが一つの指標になるであろう。

パナマ文書の発表もあって15年10月にBEPSの最終報告書が公表された時とは違ってその後、国際的脱税、マネロン、非合法的資金形成等の規制に係る透明性の一層の向上が求められるようになったためBEPSの重要性は著しく高まったといえる<sup>91</sup>。

#### 1 電子商取引への対応

電子商取引(Electronic Commerce: EC)課税に対する直接税、間接税のあり方を検討する。特に、電子経済(digital economy)におけるネット上のコンテンツ取引(電子書籍等)やクラウドサービス等の役務提供については、PEなしに他国から遠隔で販売・サービス提供ができることから、実際に経済活動が行われている消費地で課税ができないという現状がある。また、ネット通販の会社はこれまで販売先の国で課税されにくかったが、今後は配送用の倉庫があればPEと見做して課税できるようにする。

国際間のサービス取引の多様化に伴い従来の仕向地主義(destination principle)の基礎となっている「サービスの提供が行われた場所」を特定することが事実上困難になってきたことから、1977年のEUの付加価値税に関する「第6次指令」では、「サービスの提供が行われた場所」を「提供者の事業所の所在地、又は、サービスを供給する固定的施設の所在地」とし、これらが無い場合には、「提供者の住所又は居所地」とすることに原則が変更され、我が国の消費税と同様に実質的には原産地主義(origin principle)をとることになった。

但し、この原則には例外(実質的には仕向地主義である。)が設けられており、広告、コ

---

91 『税務弘報』16年9月号 pp.109、日経16.10.31

ンサルタント、金融サービス等、かなり広範なサービス取引を「純粹サービスと呼び、これらについては「顧客の所在地」を「サービスの提供が行われた場所」として規定した<sup>92</sup>。

第6次指令が出された当初は、国際電話サービス（90年代の末までには純粹サービスに含まれた。）や、デジタル財の配信サービス（2000年代に入って純粹サービスに含まれた。）等は純粹サービスとは見なされず、原産地主義の下でEU域内諸国ではVATは不課税とされていた。

EU域内では、15年1月1日からは新ルール（指令 § 58）が導入された。それによるとB to B（企業間）取引に関しては、従来の原産地主義原則の下で国外のサービスの提供者がその所在地国で課税されるという仕組みとは逆に仕向地主義に回帰し、提供者に登録を求めよりも当該サービスの受益者（課税事業者）にVATの納税義務を転換する「リバースチャージ」（通信料金を受信人払いにする。）方式がより適切であるとして採用された。

また、サービスの受給者が個人消費者や免税業者の場合のB to C（business to consumer）取引については、原則は従来そのままとされたもののデジタル財の配信サービスを含む数多くの例外を設け、①通信サービス、②放送サービス、③デジタルによるサービス、を行う場合には、域内外の課税事業者は当該サービスを受ける者の所在地、住所又は居所を有する国の消費課税に服することにした。すなわち、企業所在地課税から消費地課税への転換である。申告納税が行われた加盟国は、受領した税額をそれぞれ消費地国である加盟国に送金する。これにより域内外の課税事業者は、顧客の居住地国毎の法令や言語に煩わされることなく申告納税をすることができる。更にB to C取引については、かつてのコールバックサービスへの対抗手段であった国外事業者を国内課税事業者として登録するという「登録制」に基づいて課税する仕組みが採用された。すなわちEU域外の事業者はPEを有する加盟国で登録（3年間継続する必要がある。）をし、PEがない場合には自国を含む任意の加盟国で登録することができる。現段階では対象取引が限定されていることから、この制度はミニ・ワンストップ・ショップ（MOSS）と呼ばれている<sup>93</sup>。

## 2 ハイブリッド事業体の課税

ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間で法人と組合のように税法上の取り扱いが違っているハイブリッド事業体（entity）又は金融手段（instrument）を利用することによって、双方の国の税法がミスマッチを起こした結果、DD（Double Deduction: 二重控除）やD/NI（Deduction/ No Inclusion: 控除/非課税）で両国の課税を免れる（長期間の課税繰延を含む。）取引であり、これらの効果を否認するOECDモデル租税条約や国内法の規定を策定す

92 森徹ほか（2016）p.199~202

93 日経 17.7.7、西山由美『税経通信』14年7月号 pp.24~30

ることになっている。

なお、米、英、伊、独、蘭、加等は、同じ企業体が2国で二重に控除される（double-dip）効果を一方の国で打ち消すための主要規定を既に有している。

### 3 外国子会社合算税制の効果的实施

新ルールでは、税率の高い国の親会社から無税のケイマン諸島などにつくった実体のない子会社に特許などの知的財産を移転してロイヤルティー収入等に対する本社所在地国の課税を回避するケースでは、特許を生み出した親会社にその付加価値に応じて課税できるようにする。

CFC（Controlled Foreign Company: 外国子会社）ルールでは、対象所得の定義について現在基本となっている Entity Approach から Transactional Approach（又は Income Approach）への転換が議論されたが、前者は執行上の負担をある程度軽減することができるが、CFC 所得が全体の所得のごく一部に過ぎない場合には、CFC ルールを適用する機会が減少してしまうことにもなる。

一方、後者は、執行上の負担と compliance 費用を増加させることになるが、効果的に特定の所得を CFC ルールの対象とすることができ、行動3、及び、EU 法の目的ともよく整合するものとされた。

なお、現行の外国子会社配当の益金不参入制度を、海外支店の能動的所得を国外所得として積極的に取り込まないという完全なテリトリアル（国外所得免除）方式とみるのか、それとも全世界所得課税方式の下での二重課税排除のための間接的税額控除の代替と見るのかを明確に整理すべきであるが、目下のところテリトリアル方式ではないと整理されているようである。

### 4 利子控除の制限

支払利子等の損金算入を制限する税制に関して各国の統一的基準を策定する。

単体企業体の第三者・関連者・グループ内関係者に純支払利子の<sup>エビータ</sup>EBITDA（earnings before interest,taxes,depreciation,and amortization）に対する比率が一定の比率（10%～30%までの範囲で各国が設定する。）を超過する場合に、超過部分の損金算入を制限する固定比率ルールが基本ルールとして勧告された。

### 5 有害税制への対応

OECD は 1998 年発表のレポート「有害な租税競争」(Harmful Tax Competition) の中で、可動性の高い経済活動、金融・サービス等を対象として有害な税制の定義がなされたが、ここでは税実務の有害な慣行への対抗措置を検討する。

特に知的財産に係る優遇税制である P-Box を取り上げて、その実体性の判断基準として Nexus Approach（費用と所得のネクサスについて比例配分する方法）を適用し、該当国内での

自社開発費用に対応する知的財産に係る所得についてのみ優遇税制を適用することが合意されると共に、今後は、その他の優遇税制についても当該アプローチの適用を検討することとされた。

オランダや英国など欧州では、P-Box 税制を導入し、国を挙げて優秀な人材を囲い込み (ring-fenced tax regime)、自国の知的財産 (無形資産) の国外流出を防止すると同時に、諸外国が保有する無形資産の獲得に乗り出しているが、ドイツ政府から「ドイツの特許が英国に流出している。」との批判もあって、英国は 15 年 10 月下旬には P-Box を見直し、優遇策に一定の制限を設けることとした。オランダ、ルクセンブルクも追随のを示している<sup>94</sup>。

有害税制の判定は、以下の①に該当しかつ②～④のいずれかに当てはまる場合とされ、②と③はマネロンの温床ともなる特に有害な特性であるとした<sup>95</sup>。

なお、06 年時点で唯一有害税制とされたルクセンブルクの持株会社制度も後に廃止され、09 年 5 月には非協力的 TH はゼロになった。

- ①金融・サービス活動の所得に対し、無税又は名目的な税 (低税率) で課税
- ②事前照会、回答等 (ruling) に関する効果的な情報交換の欠如
- ③税の優遇措置の運用における透明性の欠如
- ④国内市場からの遮断 (税の優遇措置の対象を、国外からの進出企業に限定し、国内市場での取引は不可とする。)

## 6 租税条約濫用の防止

租税条約のタイトル、前文に租税条約は租税回避や脱税 (トリートメントショッピングを含む。) を通じた二重非課税又は税負担軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記することが勧告された。

これは条約漁りや他の条約濫用戦略を用いる租税回避者は、条約上の特典を本来意図されていない状況において主張することによって租税主権を毀損しそれによって国家から税収を奪うことになるので、これを防止するために明記するものである。

具体的には租税条約に一般的濫用防止規定として、①主要目的テスト (Principal Purpose Test : PPT) のみ、②厳格版特典制限規定 (Limitation on Benefit : LOB)、及び、導管取引防止規定 (限定的 PPT)、③簡易版 LOB、及び、PPT の両方、のいずれかを規定することが勧告された。なお LOB 条項は適格居住者だけにより包括的に租税条約全体について特典を与えるものであり、我が国は 03 年日米租税条約において初めてこれを採用した。

既に GAAR を有している国 (米、英、独、仏、中等) との間での条約適用に当たっては、

94 明石英司『税務弘報』14 年 5 月号 pp.67-68

95 一高龍司『法学教室』16 年 9 月号、JETRO ユーロトレンド 02 年 5 月 pp33 ~ 36

現地での GAAR をクリアしなければならなくなった。

#### 7 PE 認定の人為的回避の防止

源泉地国の対抗策としてアマゾン（95年7月開始）等のネット通販会社の取引については、親会社事業の本質的部分を構成するオンライン拠点のための巨大倉庫等は PE と認定されたことから一応解決された。

他方、デジタルコンテンツ取引については、オンライン契約は海外のプリンシパル法人が締結するとしても PE と認定される代理人の活動要件の中に当該契約の締結に繋がる主要な役割を果たすことが追加された。しかし、現実の問題としてこの役割の認定の一般的困難性から、新たな電子的 nexus のオプションが検討される必要が出てきている。

非 OECD 諸国（中国、インド、ブラジル等）は、10年に改正された OECD のモデル租税条約7条の適用上、PE を独立した企業体と見た上でその帰属利益を算定する OECD 承認アプローチ（Authorised OECD Approach : AOA）に否定的な立場であり、又、開発途上国では認定 PE の所得計算をみなし利益率規定によっていた例もあり、これらの国での AOA 適用を考えた場合に厳密な機能リスク分析を前提とした PE の新しい帰属所得算定が実現するかは疑わしいところもある。16年6月時点で、中国の国家税務総局（State Administration of Taxation: SAT）が問屋（commissionaire）に対する PE 認定課税を強化するとの情報もある。

更に、VMI（Vender Managed Inventory）倉庫等において、補助的・準備的ではない活動の解釈の幅が広がってきており、例えば、VMI 倉庫については、何をもって補助的・準備的活動でないか、又、対第三者輸出というサプライチェーン全体の中で VMI 物流がどれほどの価値を生むのか、等が議論になってくる<sup>96</sup>。

#### 8 移転価格税制のルール整備（無形資産）

特許等の無形資産を移転することに関する移転価格ガイドラインを策定する。

また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する所得相応性基準（commensurate with the income attributable to the intangible）等の特別ルールを策定する。

#### 9 移転価格税制のルール整備（リスク及び資本）

親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分による BEPS を防止するため、国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。

#### 10 移転価格税制のルール整備（ハイリスク取引）

通常考えられない取引や管理報酬の支払を関与させることで生じる BEPS を防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。

#### 11 データ収集・分析方法の確立

---

96 『税務弘報』16年9月号 pp.115～117

## 12 税務戦略の義務的開示

タックスプランニングの税務当局に対する義務的開示規定（mandatory disclosure rules）に関する勧告を策定する。

英国では05年にDOTAS (Disclosure of Tax Avoidance Schemes) 制度を導入し、プロモーターや納税者に対し、①租税上の便益を生むスキームであること、②租税上の便益がスキームの主要な利益であること、③金融商品又は雇用関係商品であること、という3つの要件を満たすものを開示するよう義務付けた。開示義務違反には、金銭的ペナルティが課される<sup>97</sup>。

## 13 企業情報の文書化

多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。

なお、EUは16年4月12日、G20とOECDが15年にまとめた国際ルールに上乗せして独自の強化策として、EU域内で事業を営む前事業年度の連結総収入金額が7億5000万ユーロ（国内通貨建ての相当額。約930億円）超の大規模企業グループの法人（6000社超、我が国では約830社）を対象に、事業活動の概要、従業員数、総収入金額（関連企業への売上高を含む。）、税引前利益、納付税額、発生税額、及び、利益剰余金の7項目について、国毎に情報を仕分けした上で、それぞれの加盟国に報告し、報告した情報は一本化して公開することを求める会計指令の改正案を提案した。

当該EUの開示内容は移転価格の国別報告書の内容と概ね同様であるが、総収入金額は関連者と非関連者に区分されておらず、また、資本金又は出資金、有形資産額も開示不要とされている。但し、開示不履行の場合には罰則の適用がある。

EUを離脱した英国(Brexit)では、SAO (Senior Accounting Officer) 制度が適用されている企業のうち、グループ売上高が2億ポンド超又は英国内のグループ総資産額が20億ポンド超の全ての企業を対象に、企業の税務戦略のウェブ上の開示制度の導入が検討されている<sup>98</sup>。

グローバル企業が相次ぎ詳細な税務情報を公開している。デンマークのビール会社カールスバーグは法人だけでなく、従業員が納めた税金の合計額も明示し「販売商品の消費税分などを含め、15年は納税により386億デンマーク<sup>99</sup>（約6200億円）の社会貢献をした。」と強調した<sup>99</sup>。

## 14 相互協議の効果的実施

国際税務の紛争を国家間の相互協議（Mutual Agreement Procedure :MAP）や仲裁により効

97 荒井優美子『企業会計』16年

98 『税務弘報』16年9月号 pp.117-153、日経16.4.13、4.16

99 日経17.3.20

果的に解決する方法を策定する。

企業が本国と進出先で二重課税を受けた場合、これまで決着に5年や10年かかることも多々あったが今後は、二国間の協議で2年を目安に解決を目指す規定も盛り込まれた。

#### 15 多国間協定の策定

BEPS 多国間協定非公式グループを新設し、多国間協定案を開発する。

「パナマ文書」発表直後の16年4月14～15日にワシントンで開催されたG20財務相・中銀総裁会議では、全世界的に課税逃れ対策を広げることで一致した。また、独英など欧州各国の税務当局がファンドや信託の実質所有者の情報を共有する枠組み作りを提案すると共に、THの機能を持つ地域・国に対しては、相互に金融口座に関する情報交換を行う約100ヶ国の連携に加わるよう要請がなされた。

このようにパナマ文書の最大の成果は、THも含めた多国間による自動的な情報交換制度の構築にあったと云えよう。

パナマ文書で明らかになった過度の節税やMNEによる租税回避の防止策作りを支援し、併せて開発途上国に対する税制に関する基準作りや技術支援等を通じて税収の向上を目指すため16年4月19日、IMF、OECD、世界銀行、国際連合の4機関共同で新たな枠組み“Cooperation Platform”（年3回の定例会議開催）の創設を公表した。これまで国際課税問題は、先進国が加盟するOECDを中心に議論してきたが、今後は途上国をも巻き込んだ形で対処するため、国際機関が横断的に取り組むことになった<sup>100</sup>。

一方OECDでは、THに対する口座等の情報提供に非協力的国や地域を悪質と認定する基準、及び、制裁を含んだ新しい国際課税ルールを策定し、17年からの実施に向け各国の体制を整えることとした。主な共通新ルールは次の通りである<sup>101</sup>。

#### (A) 富裕層向け

- ①非居住者の口座情報を各国の税務当局が年1回自動的に交換する国際ルールへの参加を求める。例えば、我が国の居住者がTHを含む海外に口座を開く際は、マイナンバーの告知が義務付けられ、口座情報は我が国の国税当局に自動的に送付されることになる。
- ②海外の税務当局から特定の個人の口座情報を提供しよう要請された際、非協力的な場合に制裁を検討する。

#### (B) 多国籍企業向け

- ①ペーパーカンパニーに事業活動の実態がないと認定されると、特許使用料などの取引

100 日経16.4.20

101 日経16.4.21、6.7、6.16、7.1

に対し、本社のある国の税務当局が課税できるようにする。

- ② ネット通販会社の倉庫など課税対象になっていなかった施設も事業の中核を担っている場合にはビジネスを行った場所で課税する。

(C) 悪質な国の3つの判断基準

- ① グローバル企業が親会社のある国の政府に提出する財務情報を評価する組織「グローバルフォーラム」(global forum on transparency and exchange of information for tax purposes) の評価基準を満たしているか。
- ② 各国が有する金融(銀行口座や金融取引)情報を自動的に交換する仕組みに参加しているか。
- ③ 税務当局間で協力するための条約に署名しているか。

16年5月26～27日に開催されたG7「伊勢志摩サミット」を踏まえてなされた首脳宣言には、パナマ文書で明らかになった租税回避やテロ組織への資金流入を断つための「行動計画」をまとめ、①幅広い国・地域に対してBEPSパッケージの実施にコミットすること、②各国が口座情報を自動的に交換し情報を共有できる体制を整備すること、③多国間条約への署名等を求める、などの内容が盛り込まれている。また、取組みに協力的でない国を特定して制裁を発動する基準を6月末に京都で開くOECDの租税委員会で決めることで一致した<sup>102</sup>。

16年6月30日～7月1日にわたり、OECDの租税委員会は京都市で会合を開き、BEPSプロジェクトを開発途上国にも広げ、国境を越えた過度な節税の防止策の共通ルール作りを先導していくことを確認した。また、税逃れ対策に協力しない国・地域のリストを17年7月までを念頭に作ることを再確認した。

BEPSの正式メンバーは、OECDの加盟国(35ヶ国)を中心に46ヶ国であったが、当該会合で、ウルグアイ、パラグアイ、シンガポール、香港、エジプト、等新たに36国・地域が参加を約束し、約80ヶ国・地域まで増えた<sup>103</sup>。

パナマは、18年9月までに始まる国際的な金融口座情報交換の仕組みにも参画を決め、17年3月には日本人がパナマで持つ預金や証券等の金融口座や金融の取引明細等の富裕層の税務情報を定期的に交換する日本との租税情報交換協定が発効した。なお、パナマと協定を結ぶのは我が国が初めてである<sup>104</sup>。

17年6月7～8日のOECD閣僚理事会で、グローバル企業による課税逃れを防ぐための新たな多国間条約(BEPS防止措置実施条約)の署名式が行われ、G20やOECDの加盟国で

---

102 朝日 16.5.22

103 朝日 16.6.30

104 日経 16.5.24



ある日、英、仏など 67 ヶ国・地域が署名した。

同条約では、① TH で稼いだ利益にも適切に課税すること、② 知的財産を格安で譲渡した親会社に追徴課税をすること、③ 税理士等に節税策の報告を義務付けること、等を主な共通ルールとしており、この条約により二国間で租税条約（世界で約 3,000 ある。）を改正しなくても対策の統一ルールを適用できるようになる。条約は 5 ヶ国以上が批准した時点で発行する。我が国は 18 年の通常国会で協定承認を目指す<sup>105</sup>。

## II 対処

### 1 我が国

我が国も国際課税関連の国内法の見直しを行い、いわゆる無税国との情報交換に関する租税協定も積極的に進めている。発効済みの租税情報交換協定は、バミューダ、バハマ、リヒテンシュタイン、サモア、ガーンジー、ジャージー、等との間で締結され、また、基本合意に達した国等は、マカオ、英領バージン諸島がある<sup>106</sup>。

また、平成 19（2007）年度税制改正ではインバージョン対策として、特殊関係内国法人（特定外国法人の 80% 以上支配の子会社）の軽課税国にある特定外国法人（親会社）の所得については、持分割合に応じて特殊関係株主等の所得に合算して課税することにした（措 § 66 の 9 の 2～5）。この制度は TH 対策税制の特定外国子会社等の留保所得の益金算入制度（行動 3）と類似しているが別物である<sup>107</sup>。

平成 26 年度改正における PE 所得の総合主義から帰属主義への移行の背景には OECD の AOA の影響がみられる。従来、外国法人に対する課税について、国内法では PE を有する場合に国内源泉所得についてその全所得を総合合算するいわゆる「総合主義」（全所得主義）を採用し、一方、条約においては PE に帰属する利得についてのみ総合課税するという帰属主義を採用してきた。なお、PE 帰属所得は PE が本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に当該 PE に帰せられる所得である。

以下は BEPS の行動計画に合わせたその後の我が国の主な税制改正の概要である。

#### （1）平成 27 年度改正

平成 27 年度改正では、① ネット取引に対する消費税の課税の見直し（行動 1）、② 支払地国で損金算入が認められている場合の外国子会社配当の益金不算入制度の不適用（行動 2）、③ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設（行動 6）、④ 金融機関による非居住

---

105 日経 17.6.6

106 荒井優美子『税務弘報』14 年 2 月号

107 日経 13.12.5

者に係る口座情報の自動的交換のための報告制度の整備、等を行った。

なお、④は14年1月、OECD租税委員会が非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための共通報告基準（Common Reporting Standard:CRS）を承認し同年2月に公表したものに基づく改正である。CRSは各国の税務当局が自国の金融機関から氏名、住所、口座残高、利子・配当の年間受取額等の報告を受け、自動的に電子データで瞬時にお互いに交換する。18年9月までに稼働する予定である。CRSには我が国を含む101ヶ国・地域が参加する見込みである。米国は加わらないがケイマンなど多くのTHも参加する。CRSに参加しないカンボジアへの投資に関心を持つ富裕層もいるという<sup>108</sup>。

#### (A) ネット取引（行動1）

インターネットを介した海外との取引（電子商取引）は消費税が課される場合と課されない場合とがある。海外の通販サイトでモノを買って日本に輸入する場合は、通常の輸入取引と同様に税関で消費税を納める必要がある。

一方、消費者が海外の配信元から電子書籍や音楽を購入した場合は、海外取引とみなされ消費税の対象外（不課税）となるが、これは付加価値税や消費税を導入した時にはインターネット経由の国境を越えたサービス等を想定していなかったことによる。

13年10月24日の政府税制調査会（以下、政府税調と云う。13年6月下旬、新会長に中里実東大教授を選んだ。）の分科会では、税制の不備が企業の競争をゆがめるのは良くないとして、グローバル企業への課税をめぐる議論が始まった。競争を平等にするため政府税調は配信元の所在地に拘らず日本の消費者に向けた取引なら消費税を課する方法を検討した。

EUでは既に電子データのB to B取引の場合には、登録制にしてサービスの供給地で輸入消費税（reverse charge）を課税するという方法（仕向地課税）により、輸入事業者自らが自主的にVATの申告を行う方式にしている。

従来、我が国の消費税でも仕向地主義が採用されてきているが、これは主として有形物の輸出入を対象として設けられたものであり、サービス（役務）の国際取引については有効に作用してきたとは言い難い。特に、海外からのサービスの提供は、保税地域を経由する訳ではないので、直接課税することが困難である上に、我が国の課税権が及ばない可能性があるという法制度上の問題を含んでいた。

平成27年度税制改正では、電気通信利用役務の提供に限り、BtoB取引であるかBtoC取引であるかを問わず、課税地を受益者の所在地とする改正が行われた。

具体的には、デジタル財の国際的配信サービス（電気通信利用役務の提供）については、消費税の課税対象となる国内取引であるか、又、不課税となる国外取引であるかの判定を、

「サービスの提供が行われた場所」で行う（仕向地主義）こととし、その上で、国外事業者が提供するサービスが「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当する場合には、原産地主義とは逆に国内のサービス受益者である国内事業者が消費税の申告・納税義務を行うこと（リバースチャージ方式）とした。なお適用は、平成 27 年 10 月 1 日からである。

また、消費者向け取引等については、EU における登録制と同等な制度を導入して国外事業者が申告・納税を行うこと（国外事業者申告納税方式）とされたため、その前提として国税庁長官に対し事業者登録を行う必要がある<sup>109</sup>。

なお、17 年 6 月 29 日現在で 75 社の登録国外事業者が公表されているが、オンラインでの登録は受け付けておらず、登録申請書は印刷が必要である。

#### (B) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設（行動 6）

これは、日本国内で有価証券を売却した場合、譲渡益に対して所得税、復興特別所得税、及び、住民税が課されるが、外国に移住し日本の非居住者となった場合、原則的には日本で課税することができなくなる。また、その者が移住した国と日本との間の租税条約により日本での課税がなくなるケースもある。更に、移住先の国にキャピタルゲイン課税がない場合もある。

そこで、課税の公平性の観点から、海外に移住する者で出国時の有価証券等の評価額（時価）が 1 億円以上を有する者を対象に、国外転出時に有価証券を譲渡したものと見做して未実現のキャピタルゲインに課税をするというもので、いわゆる「出国税」（所 § 60 の 2）の制度である。なお、5 年以内に帰国した場合、その帰国の時まで引続き所有等している対象資産については、国外転出時課税の適用が無かったものとして課税の取消しをすることができる<sup>110</sup>。

国税庁が格差拡大を是正するための富裕層への適正な課税を求めて 14 年から始めた「国外財産調書」制度では、毎年 12 月 31 日時点で海外に合計で 5000 万円超の財産（預金、株式、債券、不動産、貴金属、国外で契約した生命保険等）を持つ者に翌年 3 月 15 日までに「国外財産調書」（国外財産の種類、用途、所在、数量、価額等）の提出を義務付け、問題のある取引があれば各国の税務当局との連携を図りつつ税務調査を実施することになっている。偽りの記載や正当な理由なく提出しなかった場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課される。14 年分の届け出は約 8000 人であった。野村総研の推計によると、国内分を含めた純金融資産（国内外の保有資産の合計から負債を引いた値）が 1 億円以上の日本の富裕層は 2013 年時点で約 101 万世帯としている<sup>111</sup>。

109 森徹ほか（2016）『租税の経済分析』p.199~202

110 岡崎和雄『税務弘報』15 年 11 月号

111 日経 16.9.5

なお、相続税課税の参考資料にするため16年の確定申告から、3億円以上の財産を持つ者は資産の内訳を明記した「財産債務明細書」の提出が義務付けられているが、平成27年度の改正で「財産債務明細書」の提出基準を見直し提出対象者を限定する一方で、「国外財産調書」と同様の記載内容に変更し名称も「財産債務調書」に変更された。

当該調書の提出基準はその年分の所得金額が2000万円超であることに加えて、その年の12月31日において有する財産の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象資産（有価証券・未決済信用取引）の合計額が1億円以上であることが追加された。

我が国は1998年より施行されている「国外送金等調書」制度により、1回100万円超（09年に200万円から引き下げられた。）の海外への送金や海外からの入金については、金融機関からその中身について税務署に報告することになっている。

上記の、「国外財産調書」（平成24年度改正で創設）、「財産債務調書」（平成27年度改正で創設）、「国外送金等調書」等は、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（平成9年法律第110号）に規定されている。

### (C) 金融口座情報の報告制度

平成29年度1月1日以後、証券会社等の報告金融機関等は、新規顧客からの届出書の受け入れ、及び、既存顧客の住所等所在地国の特定を行い、平成30年4月30日までに一定の顧客の口座情報について所轄税務署長に初回の報告を行うこととされた。署から国税庁に集められ、租税条約等に基づき平成30年9月30日までに外国の税務当局に対して初回の提供が行われる。

### (2) 平成28年度改正

平成28年の「経済財政運営の基本方針」（骨太の方針）では、第3章経済・財政一体改革の推進の中で、歳入改革、資産・負債の圧縮には国際的な租税回避を巡る動きを踏まえ、国際課税制度の再構築や税務当局間の情報交換について、制度・執行の両面で取り組みを進めると宣言されている。

従来、移転価格税制に係る文書化制度に当たるものとして措規 §22 の10 ①一、二（概ね下記の③ローカルファイルに相当する。）があったが、OECDによるBEPSプロジェクトの行動13に対応して示された勧告を踏まえ、新たな文書化制度が導入された。

平成28年度税制改正では、三層構造の移転価格文書の作成に関して、①「マスターファイル」（組織、財務、事業等の概況）の提供、②「国別レポート」（企業グループの国別所得・納税額の配分等）の提供、及び、③「ローカルファイル」（独立企業間価格算定に必要な海外子会社との取引に関する情報書類）の作成、等を整備した。

すなわち、日本語又は英語によるグループの活動の全体像（移転価格ポリシー等を含む。）を示す「マスターファイル」と英語による国別の活動状況を示す「国別レポート」の提供義

務者は、特定多国籍企業グループ（直前期の連結総収入金額が1,000億円以上）である内国法人（究極の親会社）、又は、PEを有する外国法人となっており、彼らが平成28年4月1日以後に開始する最終親会社の会計年度からe-Taxにより所轄の税務署長に提出することになった。

一方、「ローカルファイル」は法人税申告書の提出期限までに作成し7年間保存しておくべき文書であり、その提供義務者は国外関連者との前事業年度（前期がない場合は当期）の取引で、取引金額（受払合計）が50億円以上かつ無形資産取引金額が3億円以上の法人である。適用は平成29年4月1日以後に開始する事業年度からである。

なお、我が国では、正当な理由がなく「マスターファイル」と「国別レポート」（country by country report：CbCR）を提出しなかった場合には30万円以下の罰金が科される<sup>112</sup>。

### （3）平成29年度改正

29年度税制改正では、外国子会社合算税制の強化（行動3）として、トリガー税率（20%）を廃止するとともに、受動的所得のみを合算することとした。

事業実態がない又は乏しいと考えられるいわゆるペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス（Cash Box）、及び、ブラックリスト国所在法人等については「特定外国関係会社」と定義され、当該特定外国関係会社の所得は、その特定外国関係会社等の各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含む当該外国関係会社の内国法人の事業年度の益金の額に算入される、会社単位の合算課税制度が適用されることとなった。但し、当該外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合が我が国の実効税率に近似した30%以上である場合には、その適用は免除される（措§66の6⑤一）。

平成28年度末時点で、法人税の表面税率は例えば、オランダが25%、スイスが21%相当でありこのような国際環境下で、税負担割合が30%未満の国・地域に所在するペーパーカンパニー等の全ての所得を合算することを目指した改正である。

Cash Boxは総資産に対する一定の受動的所得（利子、配当、有価証券の譲渡益等）の割合が30%を超え、かつ、総資産の額に対する有価証券等の資産の額の合計額の割合が50%を超える「外国関係会社」（設立国は問わない。）のことを指す。

また、海外子会社が獲得する所得を、①商品の製造・販売による対価の獲得等、所得が生じた場所で実際に実質的な経済活動が行われたことにより生じた所得「能動的所得」と、②改正前には投資活動のリターンや知財使用料収入等、実質的な事業活動を伴わない資本・知財の提供等により生じた所得（「資産性所得」：債券利子、株式配当、特許権使用料等）として定義されていた所得の対象範囲が大幅に拡大され名称も改められた「受動的所得」とに二

112 『税経通信』16年3月号 pp.70-73、『税務弘報』16年9月 pp.117-153

分し、前者については合算対象外（子会社所在地国で課税）とし、後者の受動的所得を部分合算課税の対象とすることとされた。これは BEPS の考え方に基づき、個々の所得の内容に応じて合算対象を把握する部分的なインカム・アプローチを導入したハイブリッド型制度への改正である。

なお、所在地国で事業を行う経済合理性がある一経済活動基準（改正前の適用除外基準である、事業基準、実態基準、管理支配基準、非関連者基準、及び、所在地国基準をいう。）を全て満たしている。一場合でも、租税負担割合が 20% 未満の時は、会社単位ではなく経済実体のない受動的所得についてのみ部分的に合算課税される（措 § 66 の 6 ⑥）<sup>113</sup>。

従来、特定外国関係会社等に該当することとなるトリガー税率は「20% 以下」とされていたが、15年4月から英国の法人税率は20%に引き下げられたことと、ロイズ市場における金融子会社が保険引受業務を行う者と保険の負担者を別法人にするという英国ロイズ法の規制改訂により、合算課税の適用除外基準（非関連者基準、実体基準、管理支配基準）を満たすことが困難になったため、トリガー税率は「20% 未満」に変更された<sup>114</sup>。

ところで、自動車部品大手のデンソー（刈谷市）がシンガポールにある子会社の所得を巡り約 12 億円の追徴課税処分を求めた訴訟で、最高裁第 3 小法廷は 17 年 7 月 25 日、上告審弁論の期日を 9 月 26 日に指定した。これにより、名古屋国税局の追徴課税を認めた二審・名古屋高裁判決を見直す可能性が出てきた。

この訴訟では、子会社の主な事業が「株式の保有でない場合」等、一定の基準を満たせば課税を免れる外国子会社合算税制の規定が適用されるか否かが争われている<sup>115</sup>。

その後、最高裁は 10 月 24 日の判決で、「子会社の業務に相当の規模と実体があった」と判断し、二審判決を破棄し、処分を取り消した。

## 2 米国

トランプ（Donald J. Trump）政権は、17 年 7 月末の閣議で、9 月に議会委員会に税制改革案を提示し、10 月に下院、11 月には上院を通過する日程を確認した。しかし、公約とした医療保険制度改革法（オバマケア）の見直しが頓挫することなどから、減税規模としては 80 年代のレーガン政権、01 年のブッシュ（息子）政権を大きく上回る 30 年ぶりの税制大改革の先行きは不明であるが、税制改革の実現は 19 会計年度にずれ込む可能性が高い<sup>116</sup>。

なお、トランプが敬愛するレーガン（Ronald W. Reagan）大統領は、次に見るように 2 期

---

113 結城一政『税務弘報』17 年 7 月号

114 『税務弘報』15 年 6 月号

115 日経 17.7.26

116 日経 17.8.9

の在任期間中に米国の税・財政改革を断行していたが、一方、ソ連ではペレストロイカやグラスノチの行政改革を行っていたソ連の最初でしかも最後の大統領であるゴルバチョフ氏が、1987年12月にはワシントンで米ソ首脳会談を行うなど、今から言えば当時は人類がそれまでに構築してきた諸制度が大転換（paradigm shifting）期であったと共に、現在に続くグローバル化の始まりでもあった。

### （1）レーガノミックス

レーガン共和党政権の税制改革は、低迷する米国経済を立て直すために、1981年に経済再建税法（Economic Recovery Tax Act of 1981）により、個人所得税の税率を3年間で約25%引下げる（最高税率を70%から50%へ、最低税率を14%から11%にそれぞれ引き下げた。）と共に、法人税でも減価償却制度を大幅に改正して加速減価償却制度（IRC § 179の一括償却等）を導入し、投資税額控除等の租税優遇措置を画期的に拡充した<sup>117</sup>。

しかし、優遇税制の行き過ぎた利用による産業間の不公平感の拡大に対応するため、レーガン政権の2期目には、1986年税制改革法（Tax Reform Act of 1986）で租税負担の不公平を生み出していたさまざまな租税優遇措置を廃止または縮小し、課税ベースを拡張した。これにより増えた税収を個人所得税率と法人税率の引下げ（個人所得税の最高税率を50%から28%に引下げると共に、それまでの所得額区分14を15%と28%の2区分に簡素化した。また、法人税の最高税率を46%から34%に引下げた。）に使うという、税収中立的で同時に不公平を是正するという税制改革を実施した。

この改革は、1913年に米国合衆国憲法の改正で連邦議会に所得に対する課税権が与えられ、同年に内国歳入法典（IRC of 1913）の制定により所得税が初めて導入されて以来で最も重要な税制改革であるといわれている。なお、米国の連邦課税制度は、独立以来連邦政府が輸用品に対して関税を課することから始まっている。

### （2）トランプ政権の税制改革

17年1月成立のトランプ政権は、同年5月22日、18会計年度（17年10月～18年9月）の予算教書の内容を明らかにし、翌5月23日に上下両院に提出された。米国の税財政の立案・決定権はすべて議会にあり、同教書は叩き台に過ぎないことから、正確な予想はできないが、そこには、①個人所得税の最高税率を現行の39.6%から35%に引下げると共に、税率構造も7区分から3区分（10%、25%、35%）に簡素化し、基礎控除も2倍に拡大する、②連邦法人税率を35%（州税を合わせると約40%）から15%に引下げ、③個人所得税の対

---

117 金児昭ほか（2006）

象となる中小規模の事業者にも同じく 15% の税率を適用し、④遺産税を即時廃止する、等の税制改正が盛り込まれている。

上記③に関してはパススルー企業 (pass-through entity) の大半は法人税を納めない代わりに当該企業の出資者が所得税を納めている。出資者で年間所得が 40 万ドル超の高額所得者の税率は 39.16% であるが、トランプ案ではこれも 15% に引下げるとしている。パススルー企業の代表例は有限責任会社 (Limited Liability Company : LLC) であり、具体的には大半の中小企業や法律・会計事務所等である。

これら以外にも、共和党政権の税制改革案等としてこれまでに提出されてきたものには次のようなものがある。

米国内での生産・雇用や輸出の拡大を税制面から後押しする法人税の国境調整 (Border Adjustment) 措置は、米企業が法人税を計算する際に、外国からの製品や部材の仕入れに係る費用を所得から差引くことを認めず、消費税と同じに輸入 (ロイヤルティの海外への支払いを含む。) にのみに課税し米国外への輸出には課税せず、かつ、その課税標準 (所得、付加価値、価格、数量がある。) を所得 (利益) ではなく「収入 (incoming) 価格」(国内売上額) にするというものである。正確には仕向地主義キャッシュフロー税 (Destination-based Cash Flow Tax) と云われ、従来から間接税で採用されている財貨・サービスの輸出入に際しては輸出国側で消費課税を免除し、実際の消費地 (仕向地) である輸入国側で消費課税を行うという仕向地主義方式を直接税である法人税にも応用しようとするもので、法人税改革と銘打たれてはいるが、課税対象は限りなく消費税に近いもの (従来、支出税と云われていた。) になる。ここでキャッシュとは、所得=消費+貯蓄、における消費を意味している。

上記の国境調整に係る税制改正案はライアン下院議長ら下院共和党の指導部が主導して取りまとめた案であり、トランプ大統領も複雑過ぎるとして導入に難色を示していた。

なお、キャッシュフロー課税では、設備投資や人件費等の実際に支出 (outgoing) した額は課税対象外すなわち控除される。従って、設備投資をした場合には減価償却費 (non cash 費用) として耐用年数期間に亘って徐々に損金算入するのではなく消費税と同じく投資した事業年度に投資額全額を損金算入できる (投資コストの即時回収) ことから投資促進効果を有することになる。

ただ消費税との違いは、消費税では賃金の支払いは控除できず課税対象となるが、改革案では賃金支払い分を従来の法人税と同じく控除できる点である。マンキュー教授 (ハーバード大) は、この点をとらえて、実質的な効果は消費税を導入する代わりに給与税を大幅減税するのと同じとしている。

上記法人税の共和党改革案を提案したアラン・アウエルバック教授 (Alan Auerbach : 米カリフォルニア大) によれば、本来は法人税を撤廃して消費税に全面転換するのが望まし



く、そうすれば国境調整のように直接税で輸出と輸入を差別的に扱うことを禁止しているWTO（世界貿易機関）の協定に違反するとの批判を受けることなく企業の税逃れや海外移転問題に対処できるとしている<sup>118</sup>。

キャッシュフロー法人税を用いた消費課税の提案は、1983年にHallとRabushkaが提唱した「フラットタックス」、86年にBradfordが提唱した「Xタックス」、93年にAvi-Yonah教授（米ミシガン大）が提唱した「仕向地主義法人税」（Destination Based Corporate Tax:DBCT）等があり、米国では比較的よく知られた抜本的税制改革案である。なお、フラットタックスは個人納税者の受取報酬（賃金・給与）につき比例税率を適用するのに対し、Xタックスは累進税率（15%、25%、35%）を用いるべきであるとしている点で異なる<sup>119</sup>。

英国における78年のMeadeの報告書“The Structure and Reform of Direct Taxation”では、法人税の課税ベースとして実物取引のみをベースとするRベースと実物取引に金融取引を加えたR+Fベース等が提唱されている。

なお、R+Fベースによるキャッシュフロー法人税は2010年にアウエルバック教授によっても提唱されたが、英国で11年に公表された報告書「マーリーズ・レビュー」(Mirrlees Review、国際的資本課税制度の提唱)でも「仕向地主義キャッシュフロー法人税」について徹底した経済学見地からの検討がなされている。そこでの課税ベースは次のとおりである。

課税ベース＝売上－仕入－設備投資－労務費（賃金・給与）

上述のとおり米国の州法人税では複数の州に跨って事業を営む法人についてはAFに基づいて各州に所得を按分する方法が採られているが、近年、仕向地（消費地）にのみ所得を帰属させる計算式（配賦基準に売上高のみを用いる。）を導入する州が急増し、現在までに約半数近い州が実質的に仕向地主義課税への移行を済ませている。

法人税を仕向地主義で課税すること、すなわち消費者の所在地国が法人税の課税権を持つことは感覚的に非常識で現実的でないと思われるかもしれないが、これが消費税であれば消費者の所在地国のみが課税権を持つ仕向地主義に違和感はない。いずれの国が課税権を持つべきかというのは政策論の問題であることから、MNEに対する所得源泉地の特定の困難性、節度を越えた租税回避、更には開発途上国も含めた当該消費地国の税収増加期待、等から仕向地主義による法人税は政治的にも受け入れられる環境が整いつつある。

また土居丈朗氏は、法人税と消費税は一見すると全く違う税であるが、経済学の観点からみると本質的なところではほぼ同じ税であると云える。要するにどちらも法人の「利益」に

118 日経 17.8.11

119 伊藤公哉『税務弘報』17年5月号

対して課税する点で同じものとみる。勿論、利益の定義がそれぞれに違うので、税務の現場での取扱いも二つの税は大きく異なるし、経済学的に見ても無視できない相違点はある。どうせ同じような税なら、課税に伴う経済的な「災い」を少なくするように、両者の細かい相違点を克服すればよいと考えている、としている<sup>120</sup>。

17年7月27日トランプ政権と与党・共和党の議会指導部は、同年4月末の税制改革の基本方針には含まれていなかったものの税制改革の焦点とされていた上記法人税の国境調整の導入を負担増につながる内外企業の反発に配慮して見送ると発表した。これによって減税の大きな財源が無くなり大幅な税率引上げは無理になった。

一方、国際課税の分野では、米国企業の海外での競争条件を等しくするために、全世界所得課税方式を改め、米国の子会社が海外で得た利益はその国で税を払うという所得源泉地国課税に変更し、国内に配当として資金還流しても非課税にする国外所得免除方式（欧州諸国の多くがかつて採用していた。）を採るとしている。

現行の法人税は全世界所得課税が原則で米企業の海外所得も課税対象であるが、ただ海外利益を米国に還流しなければ納税を猶予できる。アップルはこの制度を使って海外に2000億ドル（20兆円強）の資金を無税で蓄え本国への納税を繰延べてきた。配当として海外での（税引後）利益を米国に還流させると初めて米国の税率35%と当該外国の税率（アイルランドであれば12.5%）との差額（22.5%）分を追徴課税される。

同時に、米国企業の海外留保資金（1.2兆ドルとも云われる。）に対して、既存のものは10%の見直し課税を1回限り行い、一方、新規発生のものには15%の見直し課税（海外課税分は税額控除される。）をするとしている。これに対し、下院共和党は現金には8.75%、工場や企業買収等に投じられた場合は3.5%の見直し課税案を打ち出した。

米国では、ブッシュ政権下の05年に1年間の時限立法で資金還流の税率を35%から5.25%に下げたこと（レパトリ減税）がある。同年の米企業の本国送金額は前年の6倍の1200億ドル超に急増したが、還流資金の大部分は自社株買いに回り、設備投資や雇用増につながらなかった。一方還流時にはアイルランドに溜めたユーロ建て資金等はドルに買い直されたため外国為替市場で突出してドル高が進むほどであった。トランプ税制が実現すれば大量の海外資金が米国に戻り、IT企業を中心にM&Aなどが再び活性化する可能性もある。

経済学者のエマニュエル・サエズ、トマ・ピケティ両氏の研究によるとこの資金還流は経営幹部たちの報酬拡大につながり、中でも高額所得者が通常よりも更なる報酬アップを要求することに繋がるとしている。両氏が富裕な個人には大幅な税率の引上げを実施すべきだと主張しているのはこのためである。因みに米ブルッキングス研究所のウィリアムソン氏が新

著『リード・マイ・リップス 米国人が税金を払うことを誇りに思う理由』の中で、納税は社会をまとめている数少ない要素の一つであるとしている<sup>121</sup>。

更に現在、一般的に広い課税範囲に低い税率をかける選択的最低限税（Alternative Minimum Taxation：以下、ミニマム税と云う。）として、個人等につき28%、法人につき20%で課税されているがこれを廃止すると共に、高所得者への課税措置とされている相続税やオバマケアの財源とされていた3.8%の純投資所得税（キャピタルゲイン税の引上げ措置）も廃止する<sup>122</sup>。

ミニマム税は通常の法人税の計算上、控除が認められた様々な税制上の優遇項目が存在しないものとした場合の課税所得から計算される。これは、行き過ぎた節税に歯止めをかけるために1986年の税制改革法において従来のミニマム税に代えて、個人と同様、法人にもミニマム税の制度が導入された。通常の法人税とは別の規定に基づいて計算されるミニマム税の課税所得は、いわば通常の法人税計算の課税所得に恩典とされる税優遇項目（tax preference items：加速減価償却等）を加算し、次に調整項目（adjustments：工事進行基準等）を加減算して算出される。なお、優遇項目は必ず加算される項目であるが、調整項目は計上時期の調整のため、加算だけでなく減算も生じる。そして当該ミニマム税の課税所得に二段階に分けた税率を乗じて仮（tentative）ミニマム税を計算し、その額のうち通常の法人税額の金額を超える部分がミニマム税として納付される金額となる。

例えば、特に優遇項目、調整項目がない場合でも、通常法人税計算で課税所得が100万ドル生じ、繰越純損失（net operating loss：NOL）により最終的な課税所得がゼロとなるような場合でも、ミニマム税上、繰越NOLはミニマム税の課税所得の計算上90%しか控除が認められないことから、10万ドルのミニマム税の課税所得が発生し、20%の税率により2万ドルの税額が発生する。

調整当期利益（adjusted current earnings: ACE）による調整は、多額の会計上の利益を上げているにも拘らず、課税所得が低く抑えられている法人をターゲットにして、1990年以降開始する課税年度から導入された法人にのみ適用されるミニマム税の調整項目である。

なお、直近3事業年度の平均総収入金額が750万ドル以下の場合にはミニマム税は免除される<sup>123</sup>。

ところで米政府は、18会計年度（17年10月～18年9月）の予算教書で、今後10年間で3.6兆ドルの歳出削減を打ち出しているが、一方その財源については、法人税の国境調整

121 日経16.12.3、12.20、17.3.24、3.30、5.25、7.29

122 日経17.5.31

123 金児昭ほか（2006）pp.99～103、Ernst & Young LLP（2004）pp.79～82

で10年間に1兆ドル強の増収、及び、オバマケアの撤廃により10年間で5000億ドル近い財政改善を見込んでいたが、両案が頓挫したことで1.5兆ドル規模の財源がなくなり、更に、法人税率を1%下げれば10年で1000億ドルの税収減とされていることから、トランプ案(20%の引下げ)では2兆ドルもの減収になる。

均衡財政を求める共和党の保守強硬派の圧力は強く、17年8月現在で早くもホワイトハウスや議会では減税の圧縮の方向に動いており、コーン国家経済会議(NEC)委員長も「税率は少なくともOECDの平均である23%を目指す」としている。現在のところ米国の税制改革の予測は非常に難しい<sup>124</sup>。

### 3 その他諸国

16年10月25日、欧州委員会は先にも述べた11年のCCCTB提案に、当該制度の適用を任意(voluntary)から義務(mandatory)化する等の一部修正を加えて再提案した。それによるとEUの現行制度では課税対象となる収益の区分や損金算入を認める内容、設備等の減価償却の評価など企業の課税ベースの算出ルールが国ごとに異なることから、国境をまたいで活動する企業の税務コストが嵩み投資の妨げとなっているとみている。また、複雑な税制を逆手に取り、課税を逃れる温床にもなっている。そこでEUはまず19年を目処に、課税ベースのEU域内での一本化を大企業(総収入価額が年7億5000万ユーロ超)に義務付けるが、法人税率は引続き加盟国毎に決定するとした。

更にEU域内でグループ企業の損益を相殺できる連結納税制度を21年に導入したい考えである。連結納税が実現すれば企業はEU全体での税負担の軽減が期待されるほか、EU域内での事業再編もしやすくなる<sup>125</sup>。

通称「グーグル税」というのがある。これは税収を確保するためにスペイン(royalty charges, 14年)、英国(迂回利益税: inverted profits tax, 15年)、オーストラリア(16年)等の各国の租税法に導入された、ネット企業等の低課税国に移転した利益やロイヤルティに課税する租税回避防止規定のことである。例えば、英国では、売上高が2億5000万ポンド以上の大企業に対して標準税率より高い25%の税率で法人税が課される。

16年5月23日には、仏競争当局がオンライン広告市場で独占禁止法に違反する行為をしている可能性があるとして、グーグルやフェイスブックを対象に調査を開始した。またEUは17年7月、著作権法の改正案の中で抜粋税(snippet tax)を提案したが、これはグーグル

---

124 日経17.8.9

125 中里実ほか(2011)『移転価格税制のフロンティア』pp.3~4、日経16.10.27

等がサイトで引用する新聞内容等に対して課税するというものである<sup>126</sup>。

米フェイスブックは利用者から無意識のうちに無料で提供される個人情報、事実上広告主へ売り渡している。これだけ有益な資源を利用者から集めて利益を上げている以上、同社はもっと社会に貢献してもいいのではないか。これに対し、同社のマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者（CEO）は、アラスカ州が石油事業で得た収益を元手に住民に配当する社会制度である「永久基金」は他の地域の良い参考になるとして、今後は人道的マーケティング戦略を行うことを表明している。ベーシックインカムのお考え方等に基づく富の再配分に貢献できるのは政府だけでなく今後は民間企業でも可能になるであろう。今後の成り行きが注目される<sup>127</sup>。

グーグルやアマゾン等米IT大手による寡占への懸念がある。誰が何を検索し、何を買ったかなどの膨大な蓄積情報が武器となり様々な市場で支配力が強まりかねない。かつて14～15世紀に最盛期を迎えた海洋通商国家ヴェネチアは、地中海の主要都市や英国等との航路にルールを設けていた。船は国有とし、輸送料を払えば誰でも荷を積めた。料金には上限を定め、財力のある商人が値を釣り上げて船の利用を独占することを防いでいた。大商人による独占は経済の硬直化により国を衰えさせると考えていたという。健全な競争環境を作る点では今の世界も知恵が試されている。民間取引に対する規制と緩和のバランスが大切である<sup>128</sup>。

石油王国の6ヶ国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、オマーン、バーレーン）は、1979年にイランで革命が起きた後の81年に王政や首長制を守るために湾岸協力会議（GCC）を結成したが、当時の6ヶ国の人口1440万人が35年後の今では5400万人に増加したため水や電力の供給など公共サービスの対象が増え、一方14年からは石油資源価格が大幅に下落したこともあって各国の財政赤字が大幅に増加した。これに対処するため、各国は雇用創出を目指す産業多角化の政策と並行して、安定財源としての税収の確保のため財政改革にも取り組むこととした<sup>129</sup>。

税制面では、当該6ヶ国が横並びで18年初めから税率5%の付加価値税を導入する準備を進めている。各国とも基礎的な食料品等には課税せず、低所得層への給付などの対応策も講じる予定である。IMFの試算では、初年度にサウジで約112億ドル、UAEで約84億ドル、クウェートで約24億ドルの財政収入が見込めるとしている。

更に、サウジは17年から公共サービスの対価として、外国人への課税を増やすと共に、

---

126 日経16.5.26、Japan Times17.7.31

127 日経17.8.14

128 日経17.8.13

129 日経17.7.21

外国人を自国民より多く雇用する企業への課税も強化する。

GCC 諸国では、個人の所得税は無く、教育費や医療費は無料、多額の補助金によって水道や電力等の公共料金も極めて安く抑えられ、国民は職がなくても（若者の約3割は職についていない。）生活はできてきた。

税の本源は必要財源を確保（raising revenue）する手段（他に借金がある。）の一つであり、産油国のように国営企業が原油を売却して必要財源を賄うことが出来れば、税はなくても国の運営は可能である。16年4月25日にサウジが発表した石油依存から脱却を目指す国内経済の改革案「ビジョン2030」では、30年までに国内総生産（GDP）に占める民間部門の比率を16年の40%から65%に高めるとしているが、この数値目標は国が国民の主たる雇用者であるという社会制度に決別する宣言でもあるとされている。

### おわりに

国際的な課税逃れの実態の一部を明らかにしたパナマ文書の公表等で、各国の税率や税制の違いを利用した企業や個人等の租税回避とその対応策について世界の関心が集っている。今こそ世界各国がOECDの行動計画に沿って国際的な公平性（international equity）確保のために、一層充実した制度設計に向け努力をしなければならない。

MNE等の企業体は関係する国等からの公共施設利用等を含めた様々な支援の下に企業活動を行い利益が発生している。一方、その支援は営業を行わない国等が無償で提供しているものであり、企業体等が公共の財貨・サービスの利用に対して対価（税金）を払わなければ国等の運営に支障をきたすことになる。従って、経済活動により価値の創造が行われた国において、その利用の対価として何等かの負担をする（all taxpayers pay their fair share of taxes is a high priority in the context of fiscal sustainability）ことは道義的責任（morality）の観点からも当然のことである。

これからの国際課税の在り方としては、例えば、①全世界ユニタリー課税（全世界利潤の適正配分）、②税制のハーモナイゼーション（各国の税目、課税標準、税率等の統一化）、③資本所得の低率一律課税、等が考えられる<sup>130</sup>が、税制のハーモナイゼーションについては、第一段階として租税条約において統一された源泉徴収税率、例えば共通外国関税（“common external tariff” in terms of withholding taxes）の創設に向けた交渉を始めることも考えられ、そこでグローバル化された統一基準を設定すれば徴税機構がより簡素なものになり執行可能性も高まる。

仮に上記①、②は難しいとしても、③については、1972年にケインズ経済学者のトービ

ン (James Tobin) が提唱した外国為替の直物取引に対して1%の課税をする「通貨取引税 (currency transaction tax)」の考え方が、その後も EU が11年9月に提唱した金融商品の譲渡対価に対して株式と債券取引は0.1%、デリバティブ取引は0.01%で課税する「金融取引税」(Financial Transaction Tax : FTT) や「国際連帯税」(international solidarity levy) 等に引継がれ、現在改めて議論されている。MNEの税制上の所得(会計上の利益)に対してAF適用による課税がすぐには実現できないとすれば、せめて次善の策としてのFTT課税を実現することは公平課税の観点からも望ましいことである。

上記①～③はいずれも全世界を一つに見立てたグローバルな税プログラムであるが、その課税権はそれぞれの国家(nation)が独自に有している。the globeは一つしかないがnationは複数ある。nationは複数あるほうが多様性があるて賑やかでいい。しかしと云うべきかだからと云うべきか、nationを維持・継続しつつもグローバル化したMNEの行き過ぎた租税回避に対処するために、課税権を有する各国がインターフェイスしてtax baseの標準化を図り国際課税の公平(inter-nation equity)の実現に努力すべきであろう<sup>131</sup>。

そこで最後に国際課税の分野において、出来るだけ簡素かつ執行可能性(feasibility, enforceability)のある税として、国際的配賦型の「ミニマム税」の漸進的導入を提案したい。

具体的仕組みについては今後議論するとしても、例えば所得配分については原則、財貨からの発生所得についてはその半分を当該財貨の製造工場が存する国に配分し、残り半分を仕向地テスト実施により決定された売上高(sale as determined by a destination test)の存する国に配分することも考えられる<sup>132</sup>。

なお、単一の税だと税逃れが容易に出来るのででき得れば補完税等、複数の税を組合せたタックスミックスのほうが税逃れを防止にはより有効であろう。

「歴史においては政治化と制度化が繰り返し行われる」と、これは学生の頃に政治学で教わった原理である。問題が起これば議論し(政治化)、その議論の成果を効率的に執行するために制度設計(制度化)が行われる。そして当該制度も社会・経済の変化や科学技術の進歩等により徐々に形骸化し問題が発生してくる。そこでまた政治化が起これり……。

国際課税の現行制度が、今正にそのような問題を含んだ局面(政治化のphase)に差し掛かっているのである。

---

131 稲垣光隆『税務弘報』17年7月号 pp.2-3

132 Eden, Lorraine (1998) pp.579-582

## 〈参考文献〉

(単行本)

- 阿部泰久ほか (2012) 『国際税務』 清文社
- Ernst & Young LLP (2004) 『Q&A 米国の税務ガイドブック』 中央経済社
- S. アレッチ (2017) 『報じられなかったパナマ文書の内幕』 双葉社
- Eden, Lorraine (1998) “Taxing Multinationals : Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America” University of Toronto Press
- 伊藤公哉 (2015) 『国際租税法における定式所得配賦法の研究』 中央経済社
- 伊藤雄二ほか (2012) 『Q&A 移転価格税制のグレーゾーンと実務対応』 税務経理協会
- 居波邦泰 (2014) 『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応～国際的二重非課税に係る国際課税原則の再考～』 中央経済社
- 井上康一ほか (2007) 『租税条約と国内税法の交錯』 (株) 商事法務
- 今村隆 (2015) 『租税回避と濫用法理』 大蔵財務協会
- 太田達也 (2004) 『外形標準課税実務ハンドブック』 中央経済社
- 岡村忠生ほか (2015) 『租税回避研究の展開と課題』 ミネルヴァ書房
- 小沢進ほか (2000) 『租税条約のすべて』 財経詳報社
- 金児昭ほか (2006) 『アメリカの連邦税入門』 税務経理協会
- 川田剛 (2004) 『国際課税の基礎知識』 (第六訂版) 税務経理協会
- 川田剛 (2004) 『新日米租税条約を読む』 税務経理協会
- 川田剛 (2010) 『移転価格税制』 税務経理協会
- 川田剛 (2017) 『租税法入門』 (十三訂版) 大蔵財務協会
- 木村弘之亮 (1999) 『租税法学』 税務経理協会
- 清永敬次 (1995) 『租税回避の研究』 ミネルヴァ書房
- 佐藤正勝ほか (2007) 『Q&A 移転価格税制』 税務経理協会
- 志賀櫻 (2011) 『詳解 国際租税法の理論と実務』 民事法研究会
- 志賀櫻 (2013) 『タックス・ヘイブンを逃げていく税金―』 岩波書店
- Scholes, Myron S. et al. (2005) “Taxes and Business Strategy: A Planning Approach” 3<sup>rd</sup> ed. Pearson Education Inc.
- 税理士法人トーマツ (2005) 『新日米租税条約の実務詳解』 中央経済社
- 税理士法人トーマツ (2008) 『欧州主要国の税法』 (第2版) 中央経済社
- 高山政信 (2006) 『国際税務ガイドブック』 財経詳報社
- 堂目卓生ほか (2012) 『経済思想史』 ミネルヴァ書房
- 中里実ほか (1994) 『国際取引と課税～課税権の配分と国際的租税回避～』 有斐閣
- 中里実ほか (2010) 『国際租税訴訟の最前線』 有斐閣
- 中里実ほか (2011) 『移転価格税制のフロンティア』 有斐閣
- 中里実ほか (2011) 『租税法概説』 有斐閣
- 中里実ほか (2013) 『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』 有斐閣
- 中田信正 (2011) 『新訂税務会計要論』 同文館出版
- NERA エコノミックコンサルティング編 (2008) 『移転価格の経済分析』 中央経済社



- Palan, Ronen et al. (2006) 『タックスヘイブン (Les Paradis Fiscaux)』 (青柳伸子訳 2013) 作品社
- 平野嘉秋 (2011) 『税法用語辞典』 (八訂版) 大蔵財務協会
- 深見浩一郎 (2015) 『税金逃れの衝撃～国家を蝕む脱税者たち～』 講談社
- 本庄資 (2005) 『新日米租税条約解釈研究』 税務経理協会
- 本庄資 (2006) 『アメリカ法人税法講義』 税務経理協会
- 本庄資 (2007) 『アメリカの租税政策』 税務経理協会
- 本庄資 (2010) 『アメリカ法人税制』 日本租税研究協会
- 本庄資 (2013) 『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』 日本租税研究協会
- 本庄資ほか (2016) 『国際租税法—概論—』 (第2版) 大蔵財務協会
- 増井良啓ほか (2011) 『国際租税法』 (第2版) 東京大学出版会
- R.マーフィー (2017) 『ダーティ・シークレット～タックス・ヘイブンが経済を破壊する～』 岩波書店
- 水野忠恒ほか (2005) 『国際課税の理論と課題』 (二訂版) 税務経理協会
- 水野忠恒編 (2016) 『テキストブック租税法』 中央経済社
- 宮入興一編 (2006) 『現代日本租税論』 税務経理協会
- 村田守弘ほか (2009) 『租税法』 千倉書房
- 望月文夫 (2007) 『日米移転価格税制の制度と適用～無形資産取引を中心に～』 大蔵財務協会
- 森徹ほか (2016) 『租税の経済分析～望ましい税制をめざして～』 中央経済社
- 森信夫ほか (2014) 『移転価格の経済学』 中央経済社
- 守屋俊晴 (2011) 『租税法の基礎』 東洋出版
- 吉牟田勲ほか編 (2002) 『税務会計学辞典』 中央経済社
- 渡邊哲也 (2016) 『パナマ文書』 徳間書店
- 渡辺智之 (2005) 『税務戦略入門』 東洋経済新報社

## (雑誌等)

- 1 『エコノミスト』 毎日新聞出版
  - 14年8月5日号、16年5月24日号 pp.20-43、9月27日号、17年5月30日号 p.102、6月20日号 堂ノ脇伸「法人税が高い米国/納税地移転への規制を強化」15年12月22日号 p.80
- 2 『企業会計』 中央経済社
  - 明石英司「事例で学ぶグローバル企業の税負担削減手法」16年 Vol.68 No.9 pp.52-59
  - 荒井優美子「租税回避対策としての開示義務」16年 Vol.68 No.9 pp.60-66
  - 小林秀太「2017年4月26日公表米国『税制改革アウトライン』を読む」17年 V.69 No. 7 pp.110-115
  - 前田昌孝「機能する? 国際課税新ルール」16年 Vol.68 No. 1 pp.98-99
  - 矢内一好「パナマ文書をひもとく『租税回避』の基礎知識」『企業会計』16年 Vol.68 No. 9 p.30-35
  - 矢内一好「無形資産の移転に係る所得相応性基準」17年 Vol.69 No.5 pp.58-63
- 3 『金融財政事情』 金融財政事情研究会
  - 16年3月7日号、17年3月20日号 p.54
  - 河村美佳ほか「グローバル化への対応と租税回避の抑制を強化」17年2月13日号 pp.26-29

## 4 『ジュリスト』 有斐閣

- 伊藤剛志「近年の国際課税関係の法改正」15年8月号 No.1483 pp.14-19  
居林次雄「ユニタリータックスの諸問題」No.822 1984年10月1日 pp.16~21  
岡村忠生「最近の重要判例」15年8月 No.1483 pp.37-42  
中谷和弘「国際法から見たタックス・ヘイブン」16年秋号 No.19 pp.30-36  
ロバート・マキロイ (Robert McIlroy)「ユニタリータックスの誕生」No.822 1984年10月1日  
宮武敏夫「ユニタリータックスと国際的二重課税」No.822 1984年10月1日 pp.11~15

## 5 『税経通信』 税務経理協会

- 14年3月号 pp.62~65、15年3月号、8月号、16年3月号 pp.70-73、6月号  
安部和彦「タックス・インバージョン~国際的な企業買収による税負担軽減策への対抗策~」  
16年5月号 pp.158~172  
伊藤雄二「改正法令から見る移転価格税制に係る文書化制度の中小企業への影響」16年8月号  
pp.126~133  
菊谷正人「パナマ文書と国外財産調書制度の強化」16年10月号 pp.154~162  
西山由美「デジタル・サービスに対する消費課税の新ルール~OECDとEUの動向を中心とし  
て~」14年7月号 pp.24~30、  
山田有人「タックス・プランニングにおける『暗黙の税』と『非租税コスト』の重要性~英国に  
おけるスターバックスの事例研究より~」15年9月号  
矢内一好「国際税務の当面する課題~鎖国型から開国型への転換~」15年4月号 pp.188-195  
山本守之「国際課税とOECD租税委員会」14年1月号 pp.89-96  
八幡谷幸治「海外資産を把握するための制度」15年10月号 pp.30-42

## 6 『税大ジャーナル』 税務大学校

- 本庄資「オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンとの間に介在する『導  
管国 (a conduit country)』をめぐる国際課税」11年10月  
本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性」13年5月

## 7 『税務弘報』 中央経済社

- 2013年10月号 pp.118-119、14年7月号 p.113、15年5月号 pp.40-61、6月号 pp.70-71、8  
月号 pp.86-91、12月号 p.5、16年1月号 pp.116~123、4月号、6月号、9月号  
pp.47~53、pp.105-133、pp.117~153、10月号 pp.121-142、17年1月号 p.6、5月号  
pp.138-144、7月号 pp.155-159  
明石英司「グローバルな節税スキームの検討(下)~ダブル・アイリッシュ・ダッチ・サンド  
イッチ~」14年1月号、pp.99~136  
明石英司「実効税率(税負担率)はおおるべき指標」14年4月号、pp.174~181  
明石英司「M&Aの観点からみた法人税制」14年5月号、pp.61~68  
浅妻章如「なるべくわかりやすく知りたい金子租税法の租税回避の考え方」16年1月号  
pp.87~93  
荒井優美子「今、国際課税に何が起こっているのか?」(上)14年2月号 pp.111-116  
伊藤公哉「トランプ大統領の国境税の行方を考える~仕向地主義キャッシュフロー法人税の検  
討を中心に~」17年5月号 pp.82-96

- 稲垣光隆「税の国際化とアンチ・グローバリズム雑感」17年7月号 pp.2-3
- 岡崎和雄「BEPSによる国際税務の変革を探る」15年11月号 pp.159-164
- 岡田至康ほか「BEPS 行動計画における移転価格ガイドライン等の改訂」15年5月号 pp.16-25
- 酒井真ほか「税務担当役職員・専門家は『パナマ文書』問題から何を学ぶべきか」16年8月号 pp.64-69
- 高山政信「国際課税」14年3月号 pp.72-83
- 中村琢也「財産債務調書及び国外財産調書、最近の動向と今後の税理士の対応」17年3月号 pp.75-81
- 成道秀雄「BEPS 行動計画勧告書による国際課税の強化」15年4月号 pp.2-3
- 本庄資「新たな国際課税ルールへの転機」13年11月号 pp.2~3
- 増田英敏「続、実践租税正義学」(第83回)16年8月号 p.125
- 右山昌一郎「BEPSによる国際税務の変革を探る」(第3回)15年10月号 pp.160-164
- 溝口史子「BEPS 最終報告書と間接税」16年5月号 pp.76-83
- 矢内一好「日英租税条約の一部改正と AOA アプローチの採用」14年3月号 pp.118-123
- 山本守之「今後のトランプ税制を考える」17年8月号 p.97
- 結城一政「新・外国子会社合算税制改正とタックス・マネジメンツのグローバル化」17年7月号 pp.61~71
- 8 『税務事例』 財経詳報社  
土居丈朗「経済学からみた法人税と消費税」Vol.37 No.9 05年9月号 pp.38~39  
矢内一好「タックスシェルター対策」Vol.37 No.9 05年9月号 pp.52~53
- 9 『世界』 岩波書店  
赤木昭夫「パナマ文書事件ー国際錬金術師の影」16年7月号 pp.182~192
- 10 Journal of Public Economics  
Slemrod,Joel et al. “Corporate tax evasion with agency costs” 89 (2005) pp.1593-1610
- 11 『法学教室』 有斐閣  
一高龍司『タックス・ヘイブンを利用する租税回避と脱税に対する租税法上の対応』16年9月号 No.432 pp.47~53
- 12 『紀要』  
遠藤克博「移転価格税制と寄附金課税」『税務大学校論叢』33号、平成11年6月30日  
鶴田廣巳「法人課税の諸類型と国際的インテグレーション」『関西大学商学論集』第48巻第6号 2005年2月  
山田有人「アップル社の税務戦略について」NUCB *Journal of Economics and Information Science* 2015年 Vol.59 No.2 pp.316~319
- 13 その他  
安倍悦生「BREXITーイギリスのEU 離脱の歴史的深層」『書斎の窓』17年7月号 No.652 有斐閣 pp.35~40